

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年8月30日

【事業年度】 第4期(自平成28年6月1日至平成29年5月31日)

【会社名】 E R Iホールディングス株式会社

【英訳名】 ERI HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 増田 明世

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂八丁目5番26号

【電話番号】 03-5770-1520

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理財務グループ長 加藤 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂八丁目5番26号

【電話番号】 03-5770-1520

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理財務グループ長 加藤 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月	平成29年5月
売上高 (千円)	12,509,475	11,949,056	11,470,660	11,357,421
経常利益 (千円)	651,065	331,464	625,966	367,696
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失() (千円)	41,242	18,391	414,345	212,794
包括利益 (千円)	42,672	19,086	414,218	212,898
純資産額 (千円)	2,199,996	2,072,301	2,320,125	2,298,054
総資産額 (千円)	4,382,305	4,296,128	4,110,369	4,109,057
1株当たり純資産額 (円)	285.09	265.32	295.60	292.77
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額() (円)	5.33	2.37	52.96	27.17
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)				
自己資本比率 (%)	50.1	48.1	56.3	55.8
自己資本利益率 (%)	1.7	0.9	18.9	9.2
株価収益率 (倍)	222.3	424.0	16.1	30.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	708,247	715,205	252,352	168,997
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	157,542	36,974	13,232	167,858
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	301,460	262,153	270,095	234,276
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,851,291	2,341,318	2,336,808	2,103,670
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,003 (86)	1,004 (85)	996 (95)	1,029 (103)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

従来、構造計算適合性判定は指定確認検査機関等が建築主等より手数料を受領し、指定構造計算適合性判定機関へ申請していましたが、建築基準法改正により平成27年6月から建築主等が指定構造計算適合性判定機関へ直接申請する仕組みへ変更となりました。それに伴い、構造計算適合性判定の申請に係る手数料が売上高に計上されなくなっております。

第3期及び第4期の売上高の減少は、上記の理由によるものであり、構造計算適合性判定の申請に係る手数料を控除した売上高は、第3期は第2期と比べて4.4%、第4期は第3期と比べて0.0%増加しております。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 当社は、平成25年12月2日設立のため、それ以前に係る記載はしておりません。

4 第1期の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった日本E R I株式会社の連結財務諸表を引き継いで作成しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月	平成29年5月
売上高 (千円)	1,016,000	575,100	579,600	650,825
経常利益 (千円)	826,056	80,445	53,211	102,839
当期純利益 (千円)	815,671	34,015	34,284	84,962
資本金 (千円)	992,784	992,784	992,784	992,784
発行済株式総数 (株)	7,832,400	7,832,400	7,832,400	7,832,400
純資産額 (千円)	2,995,366	2,883,333	2,751,223	2,601,215
総資産額 (千円)	3,207,430	3,070,185	2,841,108	2,652,241
1株当たり純資産額 (円)	389.05	370.06	351.27	332.11
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	17 ()	30 (17)	30 (15)	30 (15)
1株当たり当期純利益金額 (円)	106.05	4.39	4.38	10.85
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)				
自己資本比率 (%)	93.4	93.9	96.8	98.1
自己資本利益率 (%)	30.5	1.2	1.2	3.2
株価収益率 (倍)	11.2	229.3	194.4	76.4
配当性向 (%)	16.0	683.0	684.6	276.6
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	2 ()	15 (6)	19 (6)	20 (5)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 当社は、平成25年12月2日設立のため、それ以前に係る記載はしておりません。

2 【沿革】

年月	事業内容
平成25年12月	日本E R I株式会社が単独株式移転の方法により当社を設立し、当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場（日本E R I株式会社株式は平成25年11月に上場廃止）。
平成26年6月	日本E R I株式会社の子会社2社（株式会社E R Iソリューション、株式会社東京建築検査機構）について、現物配当によりその株式を取得し、当社の直接の子会社となる。
平成29年3月	株式会社イーピーエーシステム及び兄弟会社である株式会社ゲンバアイの全株式を取得。（株式取得後、株式会社ゲンバアイは株式会社イーピーエーシステムに吸収合併。）

（参考 日本E R I株式会社の株式移転までの沿革）

年月	事業内容
平成11年11月	住宅品確法(注1)に基づく住宅の性能評価・検査業務、建築基準法(注2)に基づく建築物の確認検査業務を目的として、東京都港区赤坂に日本イーアールアイ株式会社（現 日本E R I株式会社）を設立。
平成12年3月	建築基準法に基づく指定確認検査機関として、民間会社では初めて建設大臣（現 国土交通大臣）の指定を受け、確認検査業務を開始。
平成12年10月	住宅品確法に基づく指定住宅性能評価機関として建設大臣（現 国土交通大臣）の指定を受け、新築住宅に係る住宅性能評価業務(注3)を開始。 新築住宅の瑕疵保証業務（損害保険会社により全て付保）を行う日本住宅ワランティ株式会社（現株式会社E R Iソリューション）を全額出資により設立。
平成14年3月	東京都港区区内で本社移転。
平成15年11月	日本イーアールアイ株式会社から現社名である日本E R I株式会社へ商号変更。
平成16年7月	株式会社クリックエンタープライズより、「すまいと事業」を譲受し、日本住宅ワランティ株式会社（現 株式会社E R Iソリューション）にて建築資金出来高支払管理業務を開始。
平成16年11月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成18年3月	住宅品確法の改正により住宅性能評価機関等は指定制から登録制に移行。登録住宅性能評価機関、登録試験機関、登録住宅型式性能等認定機関の登録を行う。
平成22年3月	建築士の定期講習や建築関連技術の情報提供を目的に、株式会社E R Iアカデミーを全額出資により設立。
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所（JASDAQ市場）に上場。
平成22年5月	日本住宅ワランティ株式会社から現社名である株式会社E R Iソリューションへ商号変更。
平成22年10月	大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEO市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場。
平成24年5月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
平成24年7月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における株式を上場廃止。
平成25年5月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。 株式会社東京建築検査機構発行済株式の76.9%を取得。
平成25年10月	株式会社東京建築検査機構の減増資を実施。持株比率は94.6%に増加。

(注) 1 住宅品確法

住宅の品質確保の促進等に関する法律を指し、通常「住宅品確法」と称されており、住宅市場の条件整備と活性化を目的に、平成11年6月公布されました。

同法は以下3つの柱、新築住宅の契約に関する瑕疵保証制度の充実(10年間の修補責任等の義務化)、住宅性能表示制度の整備、住宅専門の紛争処理体制の整備、を主たる内容とし、平成12年4月から施行されていますが、の住宅性能表示制度については、平成12年7月に日本住宅性能表示基準・評価方法基準が制定され、同年10月に本格的にスタートしました。

2 建築基準法

同法は住民の生命・健康・財産を守るために、建築物についての最低の基準を規定した法律で、建築工事に着工する前に、その建築計画が「建築基準関係規定」に適合しているかどうか、「建築確認」を受けることを義務付ける制度を定めています。また「建築確認」を受けた建築物が完成した時には、建築主事の完了検査を受け、検査済証を受けてからでなければ、建築物を使用することができないことも定めています。

平成10年6月に法制定(昭和25年)以来の抜本的な改正が公布され、これまで特定行政庁の建築主事が専ら行ってきた建築確認・完了検査が平成11年5月以降は民間に開放され、一定の審査能力を備える公正中立な民間機関(指定確認検査機関)が確認検査をできるようになりました。

3 住宅性能評価

登録住宅性能評価機関は、国土交通大臣が定めた日本住宅性能表示基準・評価方法基準に従い、住宅の性能を構造の安定、火災時の安全、空気環境、音環境など10分野(平成29年5月現在)について評価、表示し、住宅性能評価書を交付します。住宅性能評価は任意の制度で、その利用は住宅供給者又は取得者の選択によります。

住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめた設計住宅性能評価書、及び施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめた建設住宅性能評価書の2種類があります。

3 【事業の内容】

当社は平成25年12月2日に単独株式移転の方法により日本E R I株式会社の完全親会社として設立されました。当社グループは、純粋持株会社である当社及び連結子会社5社(日本E R I株式会社、株式会社E R Iソリューション、株式会社E R Iアカデミー、株式会社東京建築検査機構及び株式会社イーピーエーシステム)の計6社で構成され、建築物に関する専門的第三者機関として、社名にある、Evaluation(評価) Rating(格付け) Inspection(検査)を主な事業として展開しております。当社グループの事業における各社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりで、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。また、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照下さい。

なお、当社は有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

確認検査事業

建築基準法に基づく建築物の建築確認検査機関 1として、建築確認、中間検査、完了検査を行っております。

(主な関係会社) 日本E R I株式会社、株式会社東京建築検査機構

住宅性能評価及び関連事業

住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「住宅品質法」という。)に基づく住宅性能評価機関 2として、設計住宅性能評価、建設住宅性能評価を行っております。また関連事業として、長期優良住宅の認定に係る技術的審査を行っております。

(主な関係会社) 日本E R I株式会社、株式会社東京建築検査機構

ソリューション事業

既存建築物に関する事業として、不動産取引などにおけるエンジニアリングレポートの作成、遵法性調査などのデューデリジェンス、施工中・既存建築物に関する現況調査や施工監査、非破壊検査などのインスペクション、既存住宅性能評価、長期優良住宅(増改築)技術的審査、ホームインスペクションなどのコンシューマー、建築資金出来高支払管理、建築基準法適合状況調査などを行っております。

(主な関係会社) 日本E R I株式会社、株式会社E R Iソリューション、株式会社東京建築検査機構

その他

住宅瑕疵担保責任保険の検査、フラット35適合証明、超高層建築物等構造評定 3、型式適合認定 4、住宅型式性能認定 5、特別評価方法認定のための試験 6、耐震診断・耐震改修計画の判定、低炭素建築物の技術的審査、BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)評価、エネルギーパス第三者認証、建築物エネルギー消費性能適合性判定 7、建築物エネルギー消費性能評価 8、性能向上計画認定に係る技術的審査 2 7、認定表示に係る技術的審査 2 7、構造計算適合性判定 9などを行っております。

また、建築士定期講習 10、建築基準適合判定資格者検定の受検講座、建築技術者向けセミナー、建築CAD・積算システムの受託開発などを行っております。

(主な関係会社) 日本E R I株式会社、株式会社E R Iソリューション、株式会社E R Iアカデミー、株式会社東京建築検査機構、株式会社イーピーエーシステム

- 1 指定確認検査機関(国土交通大臣指定)
- 2 登録住宅性能評価機関(国土交通大臣指定)
- 3 指定性能評価機関(国土交通大臣指定)
- 4 指定認定機関(国土交通大臣指定)
- 5 登録住宅型式性能認定等機関(国土交通大臣登録)
- 6 登録試験機関(国土交通大臣登録)
- 7 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(国土交通大臣登録)
- 8 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(国土交通大臣登録)
- 9 指定構造計算適合性判定機関(国土交通大臣指定)
- 10 登録講習機関(国土交通大臣登録)

〔当社グループ業務の系統図〕

平成29年5月31日現在

E R I ホールディングス株式会社							
セグメント区分	関係会社 [※] の実施の有無					事業の内容	主要な取引先
	J E R I	E R I S	E R I A	T B T C	E P A S		
確認検査事業	●			●		建築確認検査	申請者(事業者等)
住宅性能評価 及び関連事業	●			●		住宅性能評価	
	●			●		長期優良住宅の技術的審査	
ソリューション事業		●		●		デューデリジェンス	申請者(個人等)
		●		●		インスペクション	
		●				すまいと、コンシューマー(既存住宅性能評価、長期優良住宅(増改築)技術的審査、ホームインスペクション等)	
	●			●		建築基準法適合状況調査	申請者(事業者等)
その他	●			●		住宅瑕疵担保責任保険の検査	保険法人
	●			●		住宅金融支援機構(フラット35)の適合証明	申請者(事業者等)
	●			●		建築基準法の性能評価 (超高層建築物等構造評定、建築防災評定等)	
	●					型式適合認定	
	●					住宅型式性能認定	
	●			●		特別評価方法認定のための試験	
	●			●		耐震診断・耐震改修計画の判定	
	●			●		低炭素建築物の技術的審査	
	●			●		BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)評価	
	●					エネルギーパス第三者認証	
	●			●		建築物エネルギー消費性能適合性判定	
	●					建築物エネルギー消費性能評価	
	●			●		性能向上計画認定に係る技術的審査	
	●			●		認定表示に係る技術的審査	
				●		構造計算適合性判定	
			●			建築士定期講習	建築技術者
		●			建築基準適合判定資格者検定の受検講座		
		●			建築技術者向けセミナー		
				●	建築CAD・積算システムの受託開発等	発注者(事業者)	

※関係会社の略称は以下の通りです。

J E R I : 日本 E R I 株式会社、E R I S : 株式会社 E R I ソリューション、E R I A : 株式会社 E R I アカデミー、T B T C : 株式会社 東京建築検査機構
E P A S : 株式会社 イーピーエーシステム

(1) 確認検査事業

< 建築確認検査 >

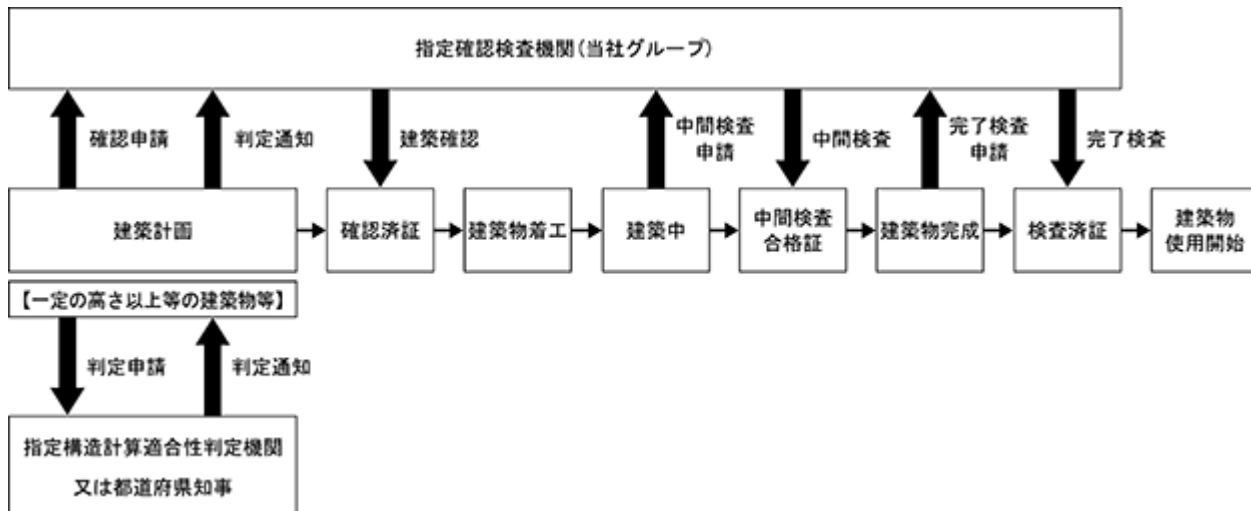
建築基準法には、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準が定められ、その基準に建築物が適合しているかどうかをチェックする建築確認・検査制度があります。一般に建築物を建築しようとする場合、建築主は建築工事の着手前と完了時に特定行政庁 1における建築主事 2又は民間の指定確認検査機関に申請し、確認済証や検査済証の交付を受けることが義務付けられております。

当社グループは、指定確認検査機関として、日本 E R I 株式会社の全国34カ所の本支店及び株式会社東京建築検査機構に、国家資格である建築基準適合判定資格者検定に合格した確認検査員578名(平成29年5月31日現在)が在籍し、確認検査業務に従事しております。

建築確認・検査業務の流れは下図のとおりであります。当社グループは、申請者から確認申請書及び設計図書の提出を受けて審査・検査し、当該建築計画について建築基準法のほか、都市計画法、消防法、下水道法など建築基準関係規定並びにこれに基づく各地方の条例に照らし適合性を確認し、確認済証を交付いたします。この際、高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物については、第三者(都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関)による構造計算適合性判定が義務付けられています。建築工事の完了時には確認検査員による現場検査が行われ、適合性を確認し、検査済証を交付いたします。なお、一定の規模の共同住宅に定められた特定工程や一定の構造、用途等の建築物について特定行政庁が指定する特定工程においては、当該特定工程に係る工事を終えた時に中間検査を受けなければならないとされており、完了検査と同様に確認検査員による現場検査が行われ、適合性を確認し、中間検査合格証を交付しております。

- 1 建築確認業務を執行する行政機関(原則として人口25万人以上の市区町村の長、及び都道府県知事)をいう。
- 2 建築確認に関する事務を司らせるためおいたもの。

〔確認検査の流れ〕



〔建築基準法の改正〕

平成10年6月12日に建築基準法が改正公布され、従来、特定行政庁の建築主事のみによって行われていた建築確認・検査が一定の要件を満たす民間の指定確認検査機関に開放されました。その背景として、平成7年に発生した阪神淡路大震災が契機となり、完了検査率の向上や違反建築物の監視・取締など建築基準法の厳正な運用をすべきとの議論が強まるなか、建築主事や建築監視員など建築行政におけるマンパワーの不足が問題となりました。そこで、民間活力の利用によるマンパワーの代替及び競争による技術水準・サービスの向上等を狙いとして、裁量の余地が基本的にはないとされる建築確認・検査を民間開放し、行政では違反建築物の監視・取締など行政の権限でなければならない分野へのシフトを進める制度改革が行われました。

確認検査業務を行う民間の指定確認検査機関は、特定行政庁の建築主事と同様な高い技術力、専門性、公正中立性ととともに、建築主・設計者・施工者等と利害のない第三者性が必要であることから、国土交通大臣又は都道府県知事により公的な確認検査機関として様々な規制を受けることとなっております。

また、平成19年6月20日に改正建築基準法が施行され、建築確認制度や構造規定の見直しを軸とした大改革がなされ、申請書類が増大するとともに構造計算適合性判定も導入されました。

改正法施行当初は建築・住宅業界において、建築確認手続きの混乱が発生し、新設住宅着工戸数が大幅に減少するなどの影響がありました。特に構造計算適合性判定が義務付けられた大型建築物等への影響が大きく、建設投資全体でも大きな落ち込みが見られました。

その後、建築確認審査の迅速化及び申請図書の簡素化の観点から制度が見直され、二度にわたり建築確認手続き等の運用改善が行われたことにより、建築確認審査の迅速化が図られました。

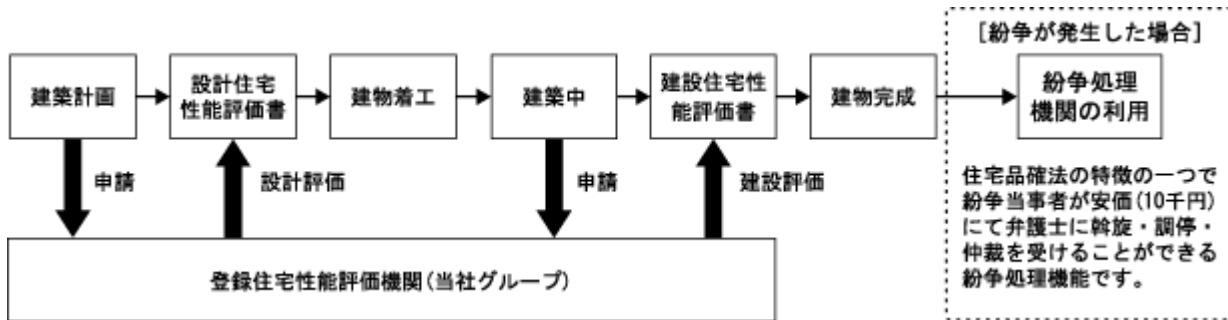
平成27年6月1日に改正建築基準法が施行され、より合理的かつ実効性の高い確認検査制度を構築するため、構造計算適合性判定制度の見直しや仮使用制度の民間開放などが行われました。

(2) 住宅性能評価及び関連事業

< 住宅性能評価 >

住宅品確法に定める「住宅性能表示制度」に基づき、登録住宅性能評価機関として住宅の性能評価を行う業務であります。住宅性能評価の流れは下図のとおりであり、住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめた設計住宅性能評価書と、施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめた建設住宅性能評価書との2種類があり、段階的に交付されます。

〔住宅性能評価の流れ〕



〔住宅品確法の創設〕

平成11年6月に公布された住宅品確法は、量的確保から良質な住宅ストックの形成を図るという住宅政策転換の根幹を支えるものであり、住宅性能表示制度の創設、住宅に係る紛争処理体制の整備、新築住宅に係る瑕疵担保責任の特例（10年保証）が3つの柱となっております。

これまで、住宅の瑕疵担保期間は契約で自由に変更可能でしたが、住宅供給者は本特例により全ての新築住宅の基本構造部分については引渡時から最低10年間の瑕疵担保責任を負うこととなりました。

住宅性能表示制度の適用は任意となっておりますが、新築住宅を取得しようとする消費者にとって住宅の性能の相互比較ができたり、性能上の要求が設計者・施工者と共通に認識され望みどおりの新築住宅をつくることができ、また、評価を受けた設計図書どおりの施工が確実にされることなどのメリットがあります。一方、住宅供給者にとって中立公正な第三者機関が交付した住宅性能評価書やその写しを新築住宅の請負契約書や売買契約書に添付することで、消費者の信頼を得られ易くなるうえ、住宅ローンの優遇や地震保険の割引、住宅金融支援機構提携フラット35に係る手続きの簡素化など優位性を訴求することができるようになります。

新築住宅の性能を表示する共通ルールとして国土交通大臣により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準が定められています。性能表示基準は10分野から成り立っており、表示事項それぞれに数段階の等級表示や数値表示等が用いられます。

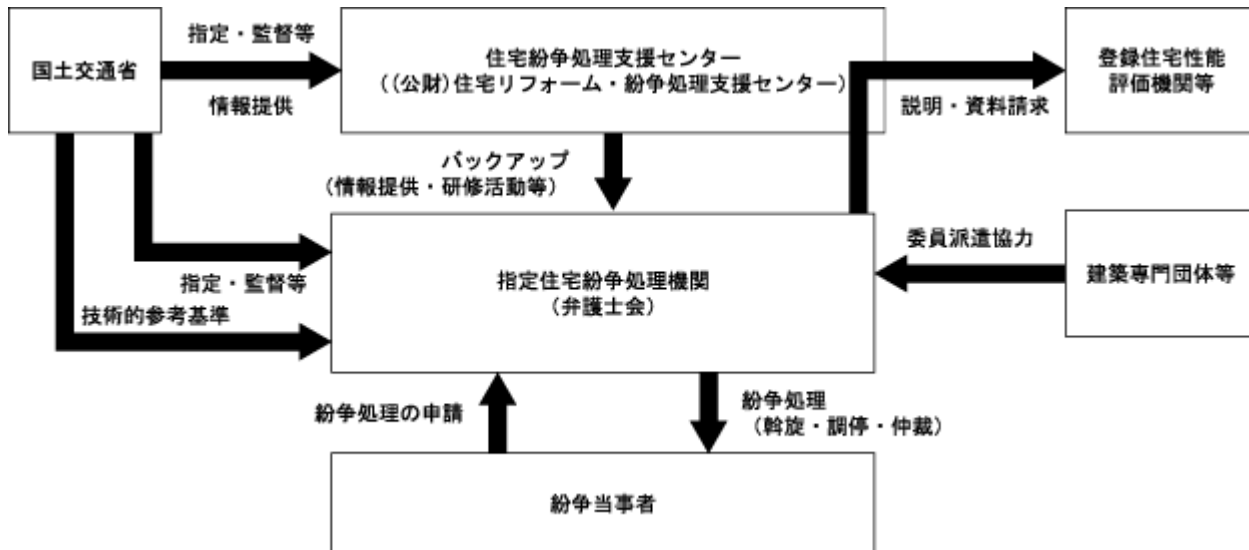
なお、いわゆる中古住宅についても平成14年12月から「既存住宅性能評価」制度がスタートし、当社グループでは平成15年4月から同業務を開始しております。しかし、同制度は、今のところ新築住宅の性能評価と比べて認知度・普及率が極めて低いのが現状であります。

〔日本住宅性能表示基準(新築住宅)の概要〕

分野	表示事項
構造の安定に関すること	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)
	耐震等級(構造躯体の損傷防止)
	その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
	基礎の構造方法及び形式等
火災時の安全に関すること	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)
	感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)
	避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)
	脱出対策(火災時)
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))
	耐火等級(界壁及び界床)
劣化の軽減に関すること	劣化対策等級(構造躯体等)
維持管理・更新への配慮に関する こと	維持管理対策等級(専用配管)
	維持管理対策等級(共用配管)
	更新対策(共用排水管)
	更新対策(住戸専用部)
温熱環境・エネルギー消費量に 関すること	断熱等性能等級
	一次エネルギー消費量等級
空気環境に関すること	ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏)
	換気対策
	室内空気中の化学物質の濃度等
光・視環境に関すること	単純開口率
	方位別開口比
音環境に関すること	重量床衝撃音対策
	軽量床衝撃音対策
	透過損失等級(界壁)
	透過損失等級(外壁開口部)
高齢者等への配慮に関すること	高齢者等配慮対策等級(専用部分)
	高齢者等配慮対策等級(共用部分)
防犯に関すること	開口部の侵入防止対策

住宅性能表示制度に関連して住宅専門の紛争処理支援体制が整備されております。下図のとおり、建設住宅性能評価書が交付された住宅については、国土交通大臣が指定する各地の弁護士会にある指定住宅紛争処理機関に申請すれば、手数料1万円で専門家(弁護士、建築士等)による円滑、迅速で専門的な紛争処理を受けることができる仕組みであり、同制度を支えるために登録住宅性能評価機関は建設住宅性能評価1件につき4,000円の負担金を納付しております。

〔紛争処理支援機能のイメージ〕



<長期優良住宅の認定に係る技術的審査>

長期優良住宅とは、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する等の住宅です。

当社グループは平成21年6月4日に施行された長期優良住宅の普及の促進に関する法律による長期優良住宅の認定に先立って技術的審査を行っております。所管行政庁が認定を行う前に技術的審査を行うことで、申請者はスムーズに認定を受けることが可能となります。

(3) ソリューション事業

< デューデリジェンス >

不動産取引における建築物に関わる遵法性、劣化、地震、環境等の現況とリスク調査を行い、その不動産が投資適格かどうか判断するための建築物等の調査、いわゆる「エンジニアリングレポート（ER）」を作成するほか、「建築基準法適合判定書」を作成する遵法性調査、建築物の環境性能を総合的に評価する「CASBEE」の認証業務、土壌・建物環境リスク調査等を行っております。

< インスペクション >

施工中物件の第三者チェック等を行う建物施工監査、劣化状況・安全性・構造項目の遵法性・既存不適格建物の調査等を行う建物状況調査、鉄筋探査・コンクリート強度推定・外壁調査・瑕疵保険の特例検査等を行う非破壊調査等、建築物における維持保全、改良保全の手助けとなるサービスを提供しております。

< すまいと、コンシューマー >

注文住宅・大規模リフォームの工事中の資金管理サービス（すまいと）、既存住宅の住宅建設性能評価や目視による既存住宅の劣化診断を行うホームインスペクション等、既存の戸建や共同住宅向けの各種検査・調査・診断サービス（コンシューマー）を提供しております。

< 建築基準法適合状況調査 >

平成26年7月に国土交通省より公表された「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、建築物の現況を調査し、法適合状況を任意の報告書として作成し、活用することができることになりました。当社グループは指定確認検査機関として当該報告書の作成を行っております。

(4) その他

<住宅瑕疵担保責任保険の検査>

新築住宅の発注者や買主を保護するため、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）が平成21年10月1日より本格施行され、新築住宅の請負人（建設業者）や売主（宅建業者）に対し資力確保措置（保険への加入又は保証金の供託）が義務付けられました。当社グループでは、住宅瑕疵担保責任保険を取扱う指定保険法人の現場検査業務や保険募集業務（受付）等を受託し、日本E R I株式会社の全国各支店及び株式会社東京建築検査機構で対応しております。

<住宅金融支援機構（フラット35）の審査・適合証明>

当社グループは、独立行政法人住宅金融支援機構が手がける、住宅ローン（フラット35）の供給を支援する証券化支援業務の検査（適合証明）を行っています。住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを設計時及び施工時に検査します。

<建築基準法の性能評価>

超高層建築物の構造評定

超高層建築物(高さ60メートル超)については、建築確認に先立って構造の安全性を評価する構造評定を受けることが建築基準法によって義務付けられています。この超高層建築物に係る構造評定は高度な技術力を要することから実施機関が限られておりますが、当社グループは数少ない民間実施機関のひとつとして、学識経験者などにより構成される委員会で構造の安定性審査を実施し、「性能評価書」を交付しております。

建築防災評定

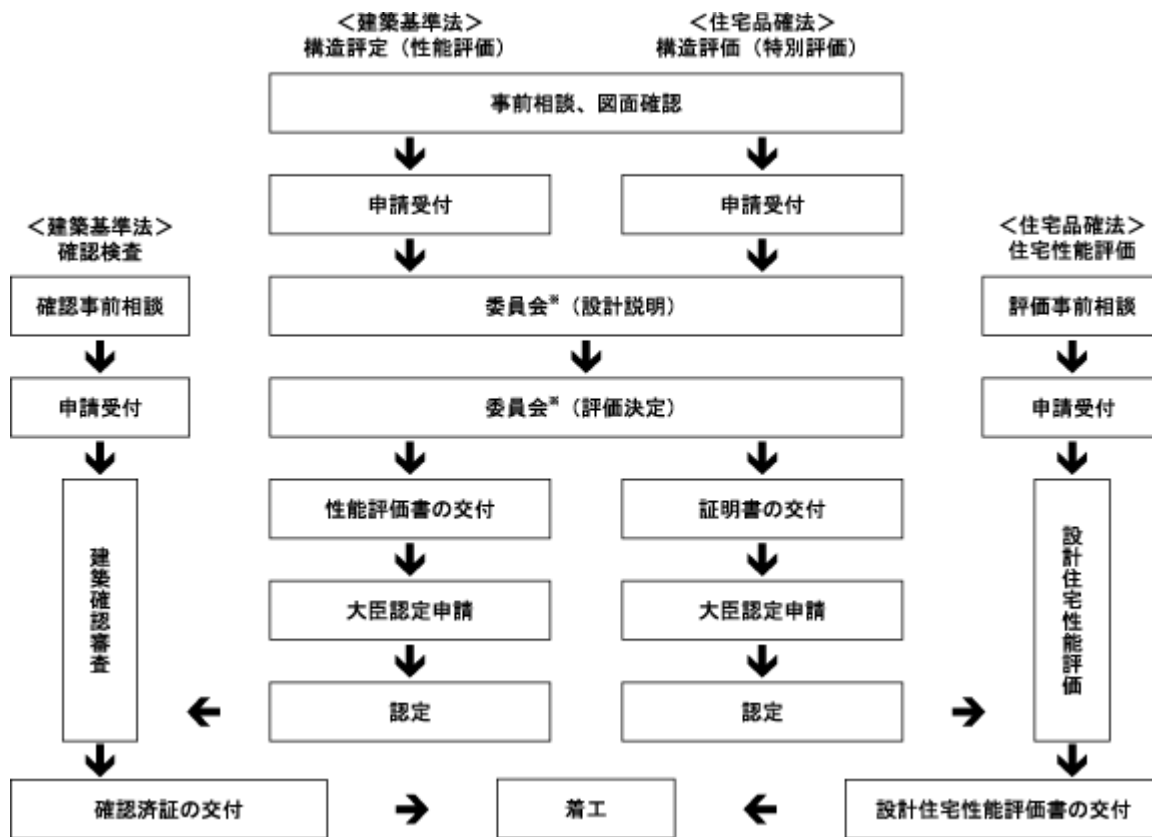
建築物の主要構造部の耐火性能及び防火設備の遮炎性能、階避難安全性能、そして全館避難安全性能を評価する業務です。超高層建築の構造評定などと同様に学識経験者などにより構成される委員会で審査を実施し、「性能評価書」を交付しております。

<特別評価方法認定のための試験>

構造の安定、劣化の軽減、温熱環境、音環境など住宅品確法の評価方法基準に従って評価できない新材料、新工法などについて、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有することを学識経験者などにより構成される委員会で審査し、「試験証明書」を交付しております。

〔超高層建築物の構造評定並びに構造評価の流れ〕

超高層建築物の構造について、建築基準法に基づく構造評定（性能評価）に加え、住宅品確法に基づく構造評価（特別評価方法認定のための試験）を一体的に行っております。またこれらの評価と併せ、建築確認並びに設計住宅性能評価も同時並行で効率的に実施しております。



委員会(当社グループが組成する次の2つを指します)

〔超高層建築物評定委員会〕：性能評価を担当し評価員2名以上で構成

〔構造特別評価委員会〕：特別評価を担当し試験員2名以上で構成

評価員及び試験員の要件は次のとおりであります。

- ・学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学もしくは衛生工学その他の性能評価の業務に関する科目を担当する教授もしくは准教授の職にあり、又はあった者
- ・建築、機械、電気もしくは衛生その他の性能評価の業務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者
- ・国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

< 型式適合認定 >

型式適合認定業務とは、標準的な仕様書で繰返し建設される住宅などの建築物の型式について建築基準法の一連の規定に適合していることを予め審査し、認定・認証する業務です。構造、防火、設備などが建築基準法に適合していることを、学識経験者などにより構成される委員会審査し、「型式適合認定書」を交付しております。型式適合認定を受けていれば、個々の建築確認での審査が簡略化されます。

< 住宅型式性能認定 >

住宅型式性能認定業務とは、標準的な仕様書で繰返し建設される住宅や住宅の部分について日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有することを評価し、型式として認定・認証する業務です。表示すべき性能を有することを学識経験者などにより構成される委員会審査し、「住宅型式認定書」を交付しております。住宅型式性能認定を受け、個々の住宅が認定を受けた型式に適合する場合、当該住宅型式性能認定により認定された性能を有するものとみなされ、住宅性能評価の際に一部の審査が簡略化されます。

< 耐震診断・耐震改修計画の判定 >

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）による既存建築物の耐震診断と耐震改修についての任意評価を行うものです。学識経験者などにより構成される委員会で審査を実施し、「評定書」を交付しております。

< 低炭素建築物の認定に係る技術的審査 >

低炭素建築物とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物であって、所管行政庁により一定の基準（エネルギーの使用の効率性等）に適合すると認められたものなどを言います。

当社グループは平成24年12月4日に施行された都市の低炭素化の促進に関する法律による低炭素建築物の認定に先立って技術的審査を行っております。所管行政庁が認定を行う前に技術的審査を行うことで、申請者はスムーズに認定を受けることが可能となります。

< B E L S（建築物省エネルギー性能表示制度）評価 >

平成25年10月に国土交通省が公表した非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のための評価ガイドライン（2013）に基づき、非住宅建築物に係る一次エネルギー消費量について、第三者機関が客観的に評価し表示を行うB E L S（建築物省エネルギー性能表示制度）が創設されました。

その後、平成27年7月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づく省エネ性能の表示制度が平成28年4月に開始されたことに伴い、国土交通省は「建築物の省エネ性能表示のガイドライン（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針）」を取りまとめました。ガイドラインに基づく第三者認証としてB E L Sが位置づけられるとともに、新たに評価対象に住宅が追加されました。当社グループはこの制度に基づく任意の評価を実施し、「評価書」を交付しております。

< エネルギーパス第三者認証 >

エネルギーパスとは、建築物の断熱性能や設備の効率性を評価し、建築物が年間を通して快適な室内温度を保ち、給湯や照明を使用するために必要なエネルギー量などを $\text{kWh}/\text{m}^2 \cdot \text{年}$ で表示する「家の燃費」を評価する指標です。当社グループはエネルギーパスに係る審査及び第三者認証書を発行しております。

< 建築物エネルギー消費性能適合性判定 >

平成27年7月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」の規制措置が平成29年4月1日に施行されました。特定建築行為を行う建築主は、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させること、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けることが義務付けられました。

当社グループは所管行政庁が委任する範囲の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務を行っております。

特定建築行為とは

1. $2,000\text{m}^2$ 以上の非住宅建築物（特定建築物）の新築
2. 特定建築物の増改築（増築又は改築する部分のうち非住宅部分の床面積が 300m^2 以上のものに限る。）
3. 特定建築物以外の増築（増築する部分のうち非住宅部分の床面積が 300m^2 以上であるものであって、当該建築物が増築後において特定建築物となる場合に限る。）

< 構造計算適合性判定 >

一定の規模以上の建築物の確認申請において、都道府県知事に指定された構造計算適合性判定機関によるダブルチェックが平成19年6月20日より義務付けられました。概要につきましては、「第1 企業の概況 3 事業の内容（1）確認検査事業〔確認検査の流れ〕」をご参照ください。なお、当社グループでは、平成27年10月に日本E R I株式会社で行っていた構造計算適合性判定業務を株式会社東京建築検査機構に統合いたしました。株式会社東京建築検査機構は、依頼があった際に指定構造計算適合性判定機関として審査を行い、他の指定確認検査機関などに「構造計算適合性判定結果通知書」を交付しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 日本E R I株式会社 (注) 2、3	東京都港区赤坂	100,000	確認検査事業、住宅性能評価及び関連事業等	100.0	当社の取締役が同社の代表取締役及び取締役を兼任しております。また、当社の従業員が同社より出向しております。
株式会社E R Iソリューション	東京都港区赤坂	80,000	不動産取引等におけるデューデリジェンス事業等	100.0	当社の取締役が同社の代表取締役及び取締役を兼任しております。
株式会社E R Iアカデミー	東京都港区赤坂	50,000	建築士の定期講習等	100.0 (100.0)	
株式会社東京建築検査機構 (注) 2	東京都中央区日本橋富沢町	100,000	確認検査事業、構造計算適合性判定事業、調査診断事業及び関連事業	95.5	
株式会社イーピーエーシステム	東京都渋谷区南平台町	10,000	建築C A D・積算システムの受託開発等	100.0	当社の取締役が同社の取締役を兼任しております。

(注) 1 議決権の所有割合に、括弧書きで記載されている数値は、間接所有割合で内数であります。

2 特定子会社であります。

3 日本E R I株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	10,125,883千円
	経常利益	231,207 "
	当期純利益	133,718 "
	純資産額	1,049,131 "
	総資産額	2,730,398 "

4 株式会社イーピーエーシステムは、平成29年3月1日に株式を取得し、子会社となりました。なお、株式会社イーピーエーシステムとともに株式を取得した株式会社ゲンバアイは平成29年3月2日を効力発生日として株式会社イーピーエーシステムに吸収合併されております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
確認検査事業	522 (26)
住宅性能評価及び関連事業	186 (29)
ソリューション事業	67 (4)
その他	51 (1)
全社(共通)	203 (43)
合計	1,029 (103)

(注) 1 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)の年間平均人員数を()内に記載しております。

2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
20 (5)	46歳8ヵ月	8年8ヵ月	7,216

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	20 (5)
合計	20 (5)

(注) 1 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)の年間平均人員数を()内に記載しております。

2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

3 平均勤続年数は、関係会社での勤続年数を含んでおります。

4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種経済対策及び日本銀行による大規模な金融緩和を背景に、企業収益や雇用・所得環境は着実な改善が続き、設備投資に持ち直しの動きがみられるなど緩やかな回復基調が続く一方、英国のEU離脱問題、米国経済政策の動向などの海外経済に不透明感が残るところとなりました。

当業界において、住宅市場については、政府の住宅取得支援策及びマイナス金利政策による住宅ローン金利の低下により、相続対策としての賃貸住宅の建設需要が引き続き堅調であったこともあり、新設住宅着工戸数は持ち直しの傾向が続きました。非住宅の建設市場についても堅調に推移いたしました。

このような情勢の下、当社グループは新築住宅の分野においては、確認検査業務、住宅性能評価業務、住宅瑕疵担保責任保険の検査業務、長期優良住宅技術的審査業務などをワンストップで遂行すること及び全国ネットワーク体制の強化により、他機関との差別化を図り、また、当社グループのコア事業である確認検査業務の収益力を高めるために、大型建築物の受注強化を積極的に推進することを課題として取り組んでまいりました。また、建築物の省エネ化、ストック活用に資する既存建築物の遵法性調査等への取り組みなど、新たな需要を的確に捉えて、当社グループの相乗効果を発揮し、業績の向上に努めてまいりました。

また、事業価値の向上及び中期経営計画で重点施策としている業務効率改善を目的に、平成29年3月1日に株式会社イーピーエーシステム及び兄弟会社である株式会社ゲンバアイの株式を取得し子会社化いたしました。なお、株式会社ゲンバアイは平成29年3月2日を効力発生日として株式会社イーピーエーシステムに吸収合併されました。

この結果、当連結会計年度の業績は、一部連結子会社が決算期変更に伴い前期に14か月分の売上を計上したことに加え、建築基準法改正により平成27年6月から構造計算適合性判定手数料の取り扱いが変更になった確認検査事業、省エネ住宅ポイント制度に係る証明業務の受付が終了した住宅性能評価及び関連事業、並びにソリューション事業が、それぞれ減収となったことから、その他事業が増収となったものの、売上高は前期比1.0%減の11,357百万円（構造計算適合性判定手数料を控除したNET売上高は、前期比0.0%増）となりました。営業費用は、構造計算適合性判定手数料等が減少したものの、省エネ関連業務等新規業務に係る先行投資費用及び訴訟関連費用の一時的費用があり、前期比1.5%増の11,067百万円となりました。営業利益は前期比49.2%減の289百万円となったものの、上記訴訟関連費用に係る受取保険金があり、経常利益は前期比41.3%減の367百万円、税金費用154百万円等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は前期比48.6%減の212百万円となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

（確認検査事業）

構造計算適合性判定の申請に係る手数料が前連結会計年度以降受付分は計上されなくなったことに加え、一部連結子会社の決算期変更に伴う影響があったことから、仮使用認定制度等に係る売上が増加したものの、売上高は前期比0.4%減の6,199百万円（NET売上高は、前期比1.5%増）となり、営業利益は前期比4.7%減の350百万円となりました。

（住宅性能評価及び関連事業）

設計住宅性能評価の売上は増加したものの、省エネ住宅ポイント制度に係る証明業務が平成27年10月に受付を終了したこと、及び建設住宅性能評価の売上の減少により、売上高は前期比2.1%減の2,877百万円となり、営業利益は前期比99.0%減の0.8百万円となりました。

（ソリューション事業）

大型の既存建築物の調査診断業務の受注減少に伴う減収等により、売上高は前期比9.6%減の898百万円となり、営業利益は前期比71.5%減の38百万円となりました。

（その他）

B E L S（建築物省エネルギー性能表示制度）評価業務等の環境関連に係る売上及び評定業務に係る売上の増加等により、売上高は前期比5.2%増の1,382百万円となったものの、省エネ関連業務等新規業務に係る先行投資費用が増加したため、営業損失99百万円（前期は営業損失15百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ233百万円減少し2,103百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは168百万円の収入（前連結会計年度は252百万円の収入）となりました。これは主に法人税等の支払額286百万円、たな卸資産の増加50百万円等の支出があったものの、税金等調整前当期純利益367百万円、前受金の増加82百万円等の収入によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは167百万円の支出（前連結会計年度は13百万円の収入）となりました。これは主に固定資産の取得による支出104百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出44百万円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは234百万円の支出（前連結会計年度は270百万円の支出）となりました。これは配当金の支払額234百万円の支出があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの業務は、確認検査業務、住宅性能評価業務等であり、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしておりません。

(2) 受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
確認検査事業	6,219,353	2.7	254,129	8.5
住宅性能評価及び関連事業	2,970,610	1.3	821,721	12.9
ソリューション事業	935,980	3.4	262,046	16.9
その他(注1)	312,677	11.0	40,580	37.4
合計	10,438,622	1.3	1,378,477	10.2

- (注) 1 その他については、評定業務を記載しております。
2 構造計算適合性判定の申請に係る手数料を控除した受注高及び受注残高であるNET金額は、同手数料控除前金額と同額であるため、記載を省略しております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
確認検査事業	6,199,384	0.4
住宅性能評価及び関連事業	2,877,030	2.1
ソリューション事業	898,045	9.6
その他	1,382,960	5.2
合計	11,357,421	1.0

- (注) 1 主な相手先の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
大和ハウス工業(株)	1,483,796	12.9	1,502,864	13.2

- 2 構造計算適合性判定の申請に係る手数料を控除したNET売上高は、次のとおりです。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
確認検査事業	6,199,384	1.5
住宅性能評価及び関連事業	2,877,030	2.1
ソリューション事業	898,045	9.6
その他	1,382,960	5.2
合計	11,357,421	0.0

- 3 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、建築分野における第三者検査機関として、まずは、公正さ・中立性を確保したうえで、各種業務を遂行することとしており、これは、以下に掲げる「七つの理念」を実践して、良質なすまい・建物を実現し、安全で美しい街づくりに貢献することを目標とする当社グループ創業以来の基本方針であります。

「七つの理念」

- 1．消費者・事業者にも公正かつ必要な情報を提供します。
- 2．法令・規程を遵守し、第三者性、中立性を保ちます。
- 3．最高水準の技術を提供して、技術の基準となります。
- 4．全分野のニーズを引受け、迅速なサービスに努めます。
- 5．全ての業務を自己執行する責任ある体制を築きます。
- 6．可能な限りの情報を公開し、透明な会社となります。
- 7．信頼され、社会的にも影響力のある会社となります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは、平成29年5月期を初年度とする3ヶ年の中期経営計画を策定しております。この経営計画において目標とする経営指標は以下のとおりです。

計画最終年度（平成31年5月期）における計数目標

売上高	160億円以上（内、M&A効果30億円程度）
営業利益	12億円以上
営業利益率	7.5%以上
ROE	20%以上
配当	安定的配当を継続する（配当性向は30%以上）

(3) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループでは、新築市場の将来的な縮小を睨み、変化に先行して新たな成長軌道に乗るために、市場別の成長戦略と経営基盤の革新により収益力を高めるとともに、新規分野へ経営資源を積極的に投入することで新たなビジネスモデルを構築することで、持続的な成長と安定的な収益を実現してまいります。

このような経営戦略の下、当社グループの対処すべき課題は以下のとおりであります。

当社では3つの戦略分野を掲げ、持続的な成長と安定的な収益を実現してまいります。

既存中核事業「収益力の強化」

経営資源配分の最適化と業務効率化の推進により利益率を改善するとともに、主力の建築確認及び住宅性能評価は業界の再編機会を的確に捉え、M&Aによる市場シェアの拡大を目指します。

新成長事業「投資の拡大」

省エネ義務化の機会を捉え、省エネ関連業務を拡大し、既存中核事業のシェアアップの原動力とします。また、建築ストック市場に関連した業務には、M&Aの活用を含め経営資源を積極投入し、中核事業化を目指します。

新規分野事業「事業領域の拡大」

グループの技術力、ブランド力を活かせる新規分野にて事業領域の拡大を図ります。新規分野の一つとして、インフラストック分野への進出をM&Aの活用も含め積極的に推進します。また、海外における事業展開を的確に捉えるため、情報収集を継続します。

今後も、当社の経営理念である「七つの理念」の下に、「信頼性向上」と「ERIブランドの確立」にむけた取り組みを通じて、建築分野における専門的な第三者検査機関としての社会的使命を果たしてまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 法的規制について

当社グループの主力業務は確認検査業務、住宅性能評価業務であり、それぞれ「建築基準法」に基づく国土交通大臣の指定機関、「住宅品確法」に基づく国土交通大臣の登録機関として事業展開を行っております。指定機関・登録機関は、高い技術力、専門性、公正中立性に加え、建築主・設計者・施工者等と利害のない第三者性が必要であることから、以下のような法的規制を受けております。これらの法的規制に当社子会社が抵触した場合には、指定・登録が取消され、あるいは更新されず、もしくは業務停止処分を受ける可能性があり、当社グループの事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼすこととなります。なお、有価証券報告書提出日現在においては、法的規制に該当すべき事由は発生しておりません。

指定確認検査機関

〔指定の要件〕

建築確認、検査を行う職員の数について

- ・ 確認検査員及び確認検査員以外の確認検査の業務を行う職員(以下、「補助員」という。)の数は、指定確認検査機関の業務量及びその内容(建築物の規模等)に応じて法律によって厳密に定められており、その定められた人数以上の確認検査員と補助員を確保する必要があります。

確認検査の業務の体制、方法等について

指定確認検査機関(以下、「機関」という。)及びその確認検査員は次の内容等に適合しなければならないものとする。

- ・ 確認検査の業務は他の業務(判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。)と独立した部署で行い、担当役員を置かなければならない。
- ・ 機関の職員以外の者を確認検査の業務に従事させてはならない。また、補助員が行う業務は、補助的なものに限り、補助員単独で確認検査を行ってはならない。
- ・ 建築主が、次のイからニまでに掲げる者である建築物、ハからトまでに掲げる者が設計・工事監理・施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査を行ってはならない。

イ 機関の代表者又は担当役員

ロ イに掲げる者が所属する企業・団体等

ハ イに掲げる者の親族

ニ ハに掲げる者が役員である企業・団体等

ホ イ又はハに掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業・団体等

ヘ 機関又は機関の親会社等が特定支配関係を有する者

ト 機関の役職員が代表者の地位を占める企業・団体等

- ・ 機関は、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、建築確認を行ってはならない。
 - イ 機関の代表者又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関
 - ロ 機関の代表者又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関
 - ハ 機関の代表者又は担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
 - ニ 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員が機関に所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
 - ホ 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員の親族が機関の役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
 - ヘ 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員又はこれらの者の親族が機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
 - ト 機関が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
 - チ 機関の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
 - リ 機関が特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関
 - 又 機関の親会社等が特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関
- ・ 確認検査員等は、次のイからニまでに掲げる者が建築主である建築物、イからホまでに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、確認検査の業務に従事してはならない。
 - イ 当該確認検査員等
 - ロ イに掲げる者が所属する企業、団体等
 - ハ 当該確認検査員等の親族
 - ニ 八に掲げる者が役員である企業、団体等
 - ホ イ又は八に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

経理的基礎について

- ・ 債務超過の状態にないこと。
- ・ 予算規模が適切であること。
- ・ 事業と予算のバランスがとれていること。
- ・ 純資産額が、確認検査の業務に係る年間支出総額の概ね1割以上であること。
- ・ 純資産額が、確認検査の業務の所轄特定行政庁への引継ぎに要する費用に相当する額以上であること。

指定確認検査機関の役職員等の構成について

指定確認検査機関(以下、「機関」という。)の役職員等の構成は次に掲げるものとする。

- ・ 機関が法人である場合にあってはその役員が、法人以外の者である場合にあってはその者が、次のイからハまでのいずれにも該当しないこと。
 - イ 建築基準法令の規定により刑に処せられた法人の役員又は役員であった者
 - ロ 建築基準法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消された法人の役員又は役員であった者
 - ハ 建築基準法第七十七条の三十五の十九第二項の規定により法第七十七の三十五の二に規定する指定を取り消された法人の役員又は役員であった者
- ・ 機関が株式会社である場合にあっては、制限対象者である取締役(以下「制限対象者」という。)のうち制限業種(軽微なものを除く。以下同じ。)に従事する者(制限業種を営む法人に所属する者を含む。以下同じ。)又は制限業種を営む法人の割合が三分の一を超えないこと。この場合において、制限対象者の親族が制限業種を営む個人事業者又は制限業種を営む法人の役員である場合は、当該制限対象者は制限業種に従事する者とみなす。
- ・ 機関が株式会社である場合にあっては、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人が保有している当該機関の議決権(以下この号において「制限対象の議決権」という。)の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと。但し、当該機関の総株主の議決権の千分の一未満の議決権を保有している者の当該議決権については、当該機関の総株主の議決権の三分の一を上限に、制限対象の議決権でないものとみなすことができる。
- ・ 機関が株式会社の場合において、株主(総株主の議決権の百分の五以上を有する者に限る。以下同じ。)の親族に制限業種を営む個人事業者又は制限業種を営む法人の役員が含まれるときは、当該株主は制限業種に従事する者とみなす。
- ・ 機関が株式会社の場合において、株主の親会社等に制限業種を営む個人事業者、制限業種を営む法人の役員又は制限業種を営む法人が含まれるときは、当該株主は制限業種を営む法人とみなす。
- ・ 機関が株式会社である場合にあっては、グループ会社等に三分の一以上の議決権を有する制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人を傘下に持つ場合は、そのグループ会社等で保有している当該機関の議決権の数の合計が当該機関の総株主の議決権の三分の一を超えないこと
- ・ 機関の親会社等についても、上記を準用する。
- ・ 機関の代表者、担当役員及び確認検査員が、制限業種に従事する者でないこと。
- ・ 前各号に定めるもののほか、機関と制限業種との関係が確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

兼業の制限について

- ・ 指定確認検査機関として制限業種に係る業務を行ってはならないものとする。

「制限業種」とは、次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいいます。

- ・ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。但し、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
- ・ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
- ・ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
- ・ 昇降機の製造、供給及び流通業

〔指定の更新の要件〕

指定の更新は5年毎に、指定取得と同様の要件を満たしていることを国土交通大臣に申請することとなります。

今後、万一当該基準を満たさない場合は更新がなされない可能性があります。

〔欠格条項〕

建築基準法に定めのある下記欠格条項(建築基準法第77条の19)に該当する場合、指定を受けることができなくなります。

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 指定確認検査機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 確認検査員の登録を取り消され、その消除の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 建築士の免許を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者又は建築士事務所について登録を取消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して3年を経過しない者
- ・ 法人であって、その役員のうち上記欠格条項のいずれかに該当する者があるもの
- ・ その者の親会社等が、上記欠格事項のいずれかに該当する者

〔取消等の要件〕

下記要件(建築基準法第77条の35)に該当した場合は指定の取消、期間の定めのある業務停止処分の対象となります。

- ・ 確認済案件の特定行政庁への報告、事務所変更の報告、業務区域変更の報告、確認検査員の選任登録届等 国土交通省、特定行政庁への報告、届等のために違反したとき
- ・ 確認検査業務規程によらないで確認検査を行ったとき
- ・ 国土交通省による確認検査員の解任、確認検査業務規程の変更、監督の命令に違反したとき
- ・ 指定基準に適合していないと認めるとき
- ・ 確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する確認検査員もしくは法人にあってはその役員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき
- ・ 不正な手段により指定を受けたとき

登録住宅性能評価機関

〔登録の基準等〕

評価を実施する評価員の数が一定数以上であること

評価を行おうとする住宅の区分ごとに、住宅品確法で別途定める数以上の評価員がいること。

住宅関連事業者に支配されているものではないこと

住宅関連事業者とは、住宅の設計、住宅の販売(販売の代理・媒介を含む)、新築住宅の工事請負のいずれかを業として行う者であり、住宅関連事業者の支配とは、住宅関連事業者が親会社である、役員に占める住宅関連事業者の役員割合(過去2年間に役員であった者を含む)が2分の1超である、代表役員が住宅関連事業者の役員(過去2年間に役員であった者を含む)である、のいずれかに該当する場合である。

評価の業務を行う部門に専任の管理者を置くこと

専任の管理者とは、登録住宅性能評価機関の常勤の役員又は当該部門を管理するうえで必要な権限を有する常勤の職員であること。

債務超過の状態にないこと

債務超過の状態とは、貸借対照表の負債(債務)が資産(財産)を上回った状態をさす。

〔登録の更新〕

登録の更新は5年ごとに行わねばなりません。なお申請は、設計住宅性能評価を行う者としての登録、新築住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録、既存住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録の各区分に従って行われます。

今後、万一登録基準等を満たさない場合は、更新がなされない可能性があります。

〔欠格条項〕

住宅品確法に定めのある下記欠格条項(住宅品確法第8条)に該当する場合、登録ができなくなります。

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 国土交通大臣により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者
- ・ 法人であって、その役員のうち上記欠格事項のいずれかに該当する者があるもの

〔登録の取消し等〕

下記の各項(住宅品確法第24条)に該当した場合は登録の取消、業務停止処分となる可能性があります。

- ・ 欠格事項に該当するとき
- ・ 登録の変更等に関する届出の違反、承継に関する届出の違反、登録の区分等の掲示の違反、財務諸表及び評価の業務に関する帳簿の備付けの違反、評価の業務の休廃止等に関する届出の違反及び指定住宅紛争処理機関からの説明又は資料提出の請求を正当な理由無く拒んだとき
- ・ 住宅性能評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき
- ・ 財務諸表等の閲覧又は謄写の要求を、正当な理由が無く拒んだとき
- ・ 国土交通大臣による業務規程変更の命令、登録の基準に適合するため必要な措置を求める命令、評価の業務の義務を果たすために必要な改善命令に違反したとき
- ・ 住宅紛争処理支援センターへの負担金の納付をしないとき
- ・ 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員もしくは法人にあってはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき
- ・ 不正な手段により登録を受けたとき

(2) 業界動向について

当社グループの事業は以下のような業界動向の下で運営されており、その動向が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

確認検査業務

確認検査機関の指定状況

平成11年度から確認検査業務が民間開放され、指定確認検査機関は平成11年度末の23機関から平成17年度末の125機関まで、每期、増加しました。しかし平成18年度以降は、新規に指定される確認検査機関がある一方、廃業や合併を行う指定確認検査機関の動きが見られます。指定確認検査機関を組織形態別にみると、国土交通大臣指定の機関は株式会社が約8割、地方整備局長指定の機関は株式会社が9割以上、都道府県知事指定の機関は財団法人が半数以上を占めております。

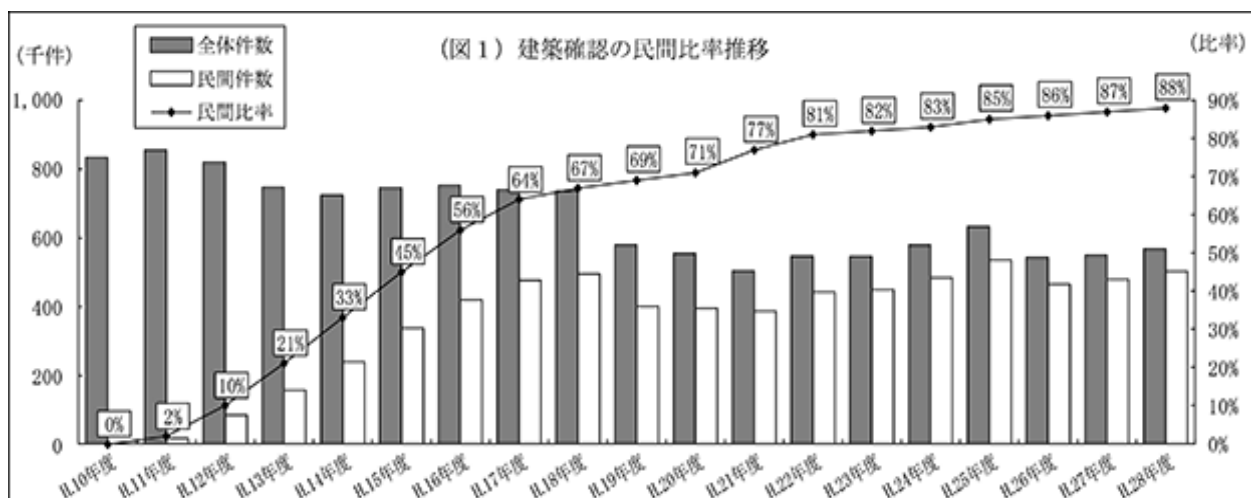
確認検査機関の指定状況（増減又は期末指定機関数）

区分	H.14年度	H.15年度	H.16年度	H.17年度	H.18年度	H.19年度	H.20年度	H.21年度	H.22年度	H.23年度	H.24年度	H.25年度	H.26年度	H.27年度	H.28年度	指定機関数 (H.29年5月末)
国土交通大臣指定	4		1	3	1	1	1	2		1	1	1	2	1	2	26 (21)
地方整備局長指定	3	5	15	6	2	2	1	1	1	2		2	3	2	1	41 (37)
都道府県知事指定	3	4	3	8	1	1	4	0	2	2		1		2	2	67 (30)
合計	10	9	19	17	0	0	2	3	3	3	1	4	5	3	1	134 (88)

- (注) 1 日本建築行政会議ホームページにおける「都道府県ごとの指定確認検査機関一覧」より作成しております。
 2 廃業機関を除く。指定区分の変更については区分変更後の指定のみを計上しております。
 3 国土交通大臣指定は業務区域が2以上の地方整備局の管轄区域をまたがる場合、地方整備局長指定は業務区域が2以上の都道府県でかつ1の地方整備局の管轄区域内の場合、都道府県知事指定は1の都道府県の場合であります。
 4 指定機関数の()内は、株式会社・有限会社・合同会社の指定機関数であります。

建築確認の民間比率

(図1)のとおり、平成13年度以降、70万件前半で推移していた建築確認件数は、改正建築基準法の施行に伴う混乱(平成19年6月)やリーマン・ショックの影響(平成20年9月)等から落ち込みました。その後、平成21年度以降は回復傾向にありましたが、平成26年度は、消費税増税前の駆け込み需要の反動等により前年度比14.1%減と大幅な減少となりました。その後、平成27年度は前年度比1.2%増、平成28年は前年度比3.1%増と2年連続で増加しました。このような状況の中、指定確認検査機関による業務シェア(民間比率)は漸増傾向を続け、88%となっております。



(注) 国土交通省「最近の建築確認件数等の状況について」より作成しております。

競合状況

指定確認検査機関は平成29年5月31日現在134機関ありますが、その多くは所在都道府県及び隣接県を業務区域とする地域密着型機関が、業務区域が全国でも地方支店網を持たない機関となっております。その中で当社グループの中核会社である日本E R I株式会社は、日本全域を業務区域として対応可能な支店網（33支店平成29年5月31日現在）を整備した唯一の指定確認検査機関となっております。また、確認検査員数（平成29年5月31日現在578名）や確認検査の実績件数においても当社グループが最大手となっております。しかしながら、地域密着型機関との競争が激しいこと、建築基準適合判定資格者検定に合格した確認検査員を確保・育成する必要があることなどから、将来にわたって当社グループが指定確認検査機関における最大手の地位を維持できるとは限りません。

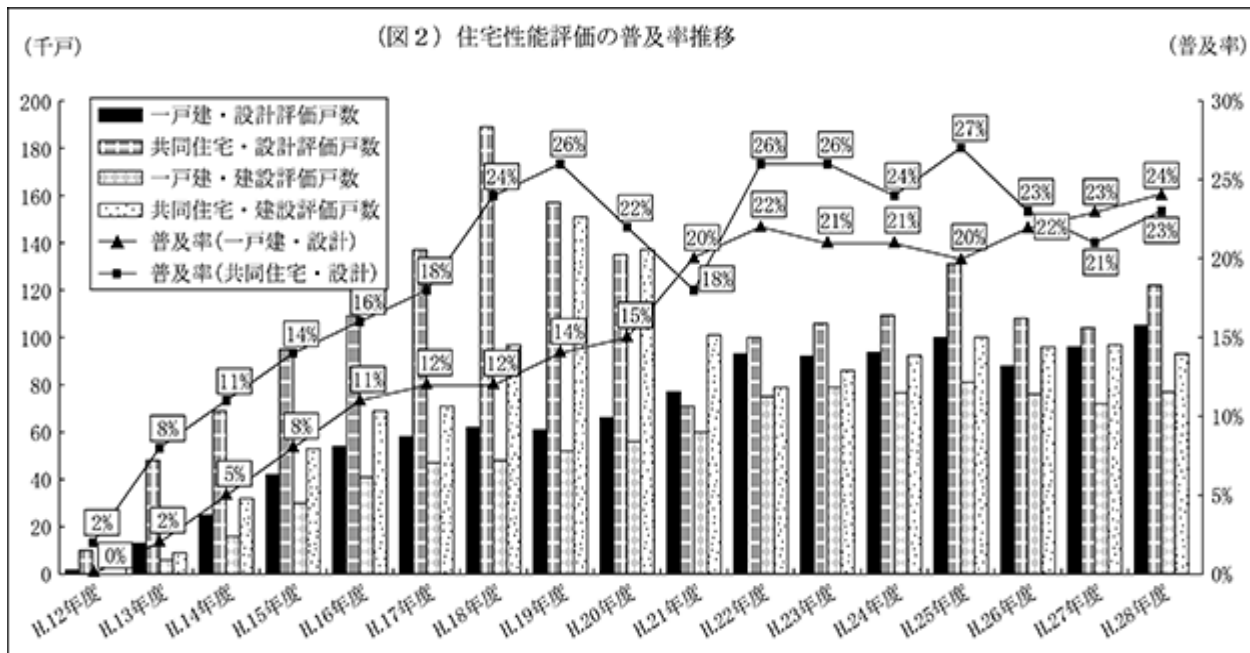
住宅性能評価業務

住宅性能評価機関の登録状況

平成12年10月に第1陣の指定住宅性能評価機関64機関が指定され、平成18年3月より登録制に移行し、平成29年5月31日現在の一般社団法人住宅性能評価・表示協会の会員機関数は122機関となっております。

住宅性能評価の普及状況

（図2）のとおり、新築住宅の性能評価制度は徐々に普及してきているものの、ここ数年は足踏みしており、住生活基本法（平成18年6月公布施行）に基づく住生活基本計画は、平成23年3月、普及率50%の目標を当初の平成22年度から平成32年度に変更いたしました。なお、平成28年度の実績（設計性能評価）は、共同住宅23%、戸建24%、合計23%となり戸建住宅での普及率は前年度を1%、共同住宅は前年度を2%上回りました。



(注) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ、財団法人建設物価調査会「月間住宅着工統計」より作成しております。

競合状況

平成29年5月31日現在の一般社団法人住宅性能評価・表示協会の会員機関数は122機関ですが、指定確認検査機関と同様に地域密着型機関が大半を占めております。その中で当社グループの中核会社である日本E R I株式会社は、日本全域を業務区域として対応可能な支店網を整備した唯一の登録住宅性能評価機関となっております。一般社団法人住宅性能評価・表示協会のデータによると、平成28年度の業界シェア（設計評価交付戸数）は、日本E R I株式会社を含めた上位5機関で53%、上位10機関で73%など寡占状態となっております。日本E R I株式会社は、平成28年度の実績戸数で戸建住宅、共同住宅合計で20%のシェアを占め1位となっておりますが、戸建住宅、共同住宅それぞれの分野で大手住宅供給会社との取引拡大を巡る競争が激化していることもあり、将来とも当社グループが住宅性能評価機関における高い地位を維持できるとは限りません。

(3) 経営成績及び財政状態について

人材の確保について

当社グループの業務は、それを遂行する社員が高度な技術力を保持していることはもちろん、「確認検査員」「評価員」等法律によって必要とされる資格を持つことが必須であります。こういった優秀な人材を確保することが、当社グループにおける最も重要な課題のひとつとすることができます。

確認検査員の確保につきまして、限定された地域において確認検査業務を行う場合は多数の確認検査員の確保を要しませんが、当社グループのように全国展開等広域にわたって同業務を行う場合においては、確認検査員の確保が必須となります。万が一、その確保が十分でない場合は、確認検査業務の遂行に支障を来すこととなります。

住宅性能評価業務におきましては、原則として設計住宅性能評価を正社員である評価員が行い、建設住宅性能評価については委託評価員を併用することとしております。これは技術水準を保つための自社執行体制を維持しつつ、効率的な人員体制による運用を図るためであります。確認検査業務と同様、全国展開を図る当社グループにつきましては評価員の確保が必須であり、万が一、その確保が十分でない場合は、住宅性能評価業務の遂行に支障を来すこととなります。

建築物の竣工時期による業績変動について

当社グループの業績は、建築物の竣工案件の季節的な偏在により、四半期で変動する可能性があります。特に当社グループでは、竣工時の現場検査収入（確認検査業務のうち完了検査、住宅性能評価業務のうち建設住宅性能評価）が売上の3分の1程度を占めることから、建築物の竣工が多い3月、9月及び12月に売上が集中する傾向が見られます。また経済環境の急変など、予想し得ない事態の発生による竣工時期の遅延等、竣工案件が翌期にずれ込む事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

住宅市場の動向について

当社グループに密接に関係する住宅業界は、雇用状況、景気動向、金利動向、地価動向、住宅税制等の影響を受けやすく、景気見通しの悪化や税制変更による消費税等の引き上げ、住宅刺激策の変更等、こうした外部要因の変化により、住宅購入者の購入意欲を減退させる可能性があります。その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

関連法令の改正等について

当社グループの行う事業は、建築基準法や住宅品質確保法をはじめとする多くの法令による規制を受けております。今後、これらの法令の改廃や新たな法令が設けられる場合、その内容や影響をあらかじめ予測しコントロールすることは困難であり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

業務遂行に関する訴訟リスクについて

当社グループの業務のうち、確認検査業務、住宅性能評価業務等の建築基準法、住宅品確法に基づく業務は、その遂行において、次項に記載の審査請求をはじめとして、当社グループの過失の有無に係わらず訴訟を受ける可能性があります。

当社グループでは、業務遂行により発生する損害に備え、「建築確認検査機関・住宅性能評価機関賠償責任保険」に加入することにより担保しておりますが、想定外の訴訟を受けた場合には、風評の悪化等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

行政不服審査法に基づく審査請求について

審査請求とは、行政不服審査法に規定されている権利の一形態で、行政処分に対して不服がある場合、一定期間内にその取消を求めることができる制度であります。当社グループの業務の内、確認検査業務については従来行政が行っていた業務であり、その処分としての建築確認は同法に基づく審査請求の対象となるものであります。民間開放により当社グループのような民間確認検査機関が行う建築確認に対しても同法が適用されることとなります。

従いまして、当社グループが行った建築確認について、その処分を不服とする近隣住民から審査請求を受け、事案が問題化し、訴訟に発展した場合など、当社グループが行った建築確認が適正であるか否かを問わず、また、全く根拠のない誤認による審査請求であった場合でも、公正中立な専門的第三者機関としての当社グループの信用に影響を及ぼす可能性があります。

みなし公務員規定等について

確認検査業務が極めて公共的な性格を持つ業務であるため、建築基準法において、指定確認検査機関の役職員は業務で知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務を負っております。

具体的には、建築基準法の指定機関として確認検査業務を行っておりますが、当社グループ役職員が確認検査業務で知り得た秘密を外へ漏らしたり、又は盗用することが禁じられており、確認検査の業務に従事するものは、公務員と同様に罰せられることとなり、刑法及びその他の罰則の適用についても公務員として罰せられることとなります。

なお、住宅品確法の登録機関として住宅性能評価業務を行っておりますが、当該業務も公共性の高い業務であることから、秘密保持義務が別途定められております。

制限業種(注)について

株式保有状況

当社の株主のうち制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人(当該法人の役職員を含む)による保有割合(以下、「制限業種による株式保有割合」という。)は以下のとおりです(平成29年5月31日現在)。なお、制限業種に従事する者及び制限業種を営む法人による株式保有割合が1/3を超える場合は、確認検査業務及び住宅性能評価業務における国土交通大臣の機関指定、機関登録が取り消されることとなる可能性があります。当社では、株主名簿に記載された株主の属性を可能な範囲で確認・調査を行い、制限業種及び非制限業種に区分した株式保有割合を今後とも継続的に開示してまいります。

株主	株数(株)	シェア(%)
制限業種	2,492,800	31.8
非制限業種	5,339,600	68.2
合計	7,832,400	100.0

- (注) 「制限業種」とは、次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいいます。
- ・設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。但し、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
 - ・建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
 - ・不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
 - ・昇降機の製造、供給及び流通業

個人情報漏洩のリスク

当社グループは、多数の顧客情報をはじめとする個人情報を保有しております。当社グループでは、「個人情報保護基本規定」等各社において、情報管理に関する規程を定め、役職員に対する教育・研修等により社内に徹底通知しております。しかしながら、これらの対策にも関わらず、大規模な情報漏洩等により顧客に甚大な被害を及ぼす事態が生じた場合には、監督官庁からの行政処分や、損害賠償請求、社会的信用の毀損等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」をご参照ください。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における業績等に関する概要につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

売上高

確認検査事業の売上高は前期比0.4%減の6,199百万円(構造計算適合性判定手数料を控除したNET売上高は、前期比1.5%増)、住宅性能評価及び関連事業の売上高は前期比2.1%減の2,877百万円、ソリューション事業の売上高は前期比9.6%減の898百万円、その他の売上高は前期比5.2%増の1,382百万円となりました。

これは、確認検査事業については仮使用認定制度等に係る売上が増加したものの、構造計算適合性判定の申請に係る手数料が前連結会計年度以降受付分は計上されなくなったことに加え、一部連結子会社の決算期変更に伴う影響、及び確認審査の売上が減少したことによるものであり、住宅性能評価及び関連事業については設計住宅性能評価の売上は増加したものの、省エネ住宅ポイント制度に係る証明業務が平成27年10月に受付を終了したこと、及び建設住宅性能評価の売上の減少によるものであり、ソリューション事業については大型の既存建築物の調査診断業務の受注減少に伴う減収等によるものであり、その他についてはBELS(建築物省エネルギー性能表示制度)評価業務等の環境関連に係る売上及び評定業務に係る売上の増加等によるものであります。

営業利益

当連結会計年度の売上原価は前期比0.3%減の8,189百万円、販売費及び一般管理費は、人件費の増加等もあり、前期比7.0%増の2,877百万円となりました。この結果、売上総利益は前期比2.8%減の3,167百万円、営業利益は前期比49.2%減の289百万円となりました。なお、売上原価率は72.1%、売上総利益率27.9%、売上高営業利益率は2.6%となっております。

経常利益

営業外収益は前期比4.9%増の79百万円となりました。これは、主として受取保険金の増加によるものであります。

営業外費用は前期比90.5%減の1百万円となりました。これは、主として前連結会計年度に計上した債務保証損失がなくなったことによるものであります。

この結果、経常利益は前期比41.3%減の367百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益

税金等調整前当期純利益は前期比41.1%減の367百万円となり、法人税、住民税及び事業税155百万円、法人税等調整額1百万円、及び非支配株主に帰属する当期純利益を加減した親会社株主に帰属する当期純利益は前期比48.6%減の212百万円となりました。

当連結会計年度の1株当たり当期純利益金額は27.17円となっております。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(4) 財政状態の分析

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ1百万円減少し4,109百万円となりました。これは、固定資産が98百万円増加したものの、流動資産が99百万円減少したことによるものであります。

流動資産の減少は、仕掛品の増加53百万円、売掛金の増加47百万円等があったものの、現金及び預金の減少233百万円によるものであり、固定資産の増加は、無形固定資産の増加45百万円、有形固定資産の増加41百万円等によるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ20百万円増加し1,811百万円となりました。これは、流動負債が8百万円減少したものの、固定負債が29百万円増加したことによるものであります。

流動負債の減少は、前受金の増加84百万円等があったものの、未払法人税等の減少102百万円等によるものであります。固定負債の増加は、退職給付に係る負債の減少6百万円があったものの、固定負債その他の増加30百万円等によるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ22百万円減少し2,298百万円となりました。これは親会社株主に帰属する当期純利益による利益剰余金の増加212百万円等があったものの、配当金の支払による利益剰余金の減少234百万円によるものであります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源

当連結会計年度における資本の財源は、営業活動による収入が168百万円ありました。

当社グループのキャッシュ・フロー指標は下記のとおりであります。

	平成28年5月期	平成29年5月期
自己資本比率(%)	56.3	55.8
時価ベースの自己資本比率(%)	162.3	158.0
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)		
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	96.8	95.8

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 支払利息

(注) 1 いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

2 株式時価総額は、期末株価終値 × 期末発行済株式数（自己株式を除く）により算出しております。

3 キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローを利用してあります。

資金の流動性についての分析

当連結会計年度末現在、流動比率等の指標は下記のとおりであります。

	平成28年5月期	平成29年5月期
流動比率(%)	205.9	200.8
固定比率(%)	32.6	37.2
固定長期適合比率(%)	30.5	34.4

流動比率：流動資産 / 流動負債

固定比率：固定資産 / 株主資本

固定長期適合比率：固定資産 / (固定負債 + 株主資本)

(注) いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額（有形・無形固定資産の合計額）は104百万円であり、主なものはサーバ機器31百万円並びに就業及び経費管理システム11百万円等であります。

セグメント別では、確認検査事業に52百万円、住宅性能評価及び関連事業に14百万円、ソリューション事業に10百万円、その他に26百万円の設備投資をしております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成29年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都港区)	全社(共通)	事務所		29,744	75,798	105,542	20

(注) 上記の金額には消費税等を含めておりません。

(2) 国内子会社

平成29年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
				建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
日本E R I(株)	本社 (東京都港区)	確認検査事業、 住宅性能評価及 び関連事業、ソ リューション事 業、その他	事務所	15,005	13,312	80,326	108,645	165
	支店等 (全国41カ所)	確認検査事業、 住宅性能評価及 び関連事業、ソ リューション事 業、その他	事務所	52,299	14,339		66,638	722

(注) 上記の金額には消費税等を含めておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末における重要な設備の新設及び改修の計画並びに重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,500,000
計	28,500,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年8月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,832,400	7,832,400	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	7,832,400	7,832,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年12月2日	7,832,400	7,832,400	992,784	992,784	26,304	26,304

(注) 発行済株式総数並びに資本金及び資本準備金の増加は、平成25年12月2日に単独株式移転により会社が設立されたことによるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成29年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		19	20	29	27	6	3,184	3,285	
所有株式数 (単元)		8,775	1,038	18,797	875	55	48,769	78,309	1,500
所有株式数 の割合(%)		11.20	1.33	24.00	1.12	0.07	62.28	100.00	

(注) 自己株式83株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
E R Iホールディングス 従業員持株会	東京都港区赤坂 8 5 26	671,300	8.6
鈴木 崇 英	東京都世田谷区	628,300	8.0
ミサワホーム株式会社	東京都新宿区西新宿 2 - 4 - 1	351,000	4.5
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田 3 3 5	351,000	4.5
パナホーム株式会社	大阪府豊中市新千里西町 1 1 4	351,000	4.5
三井ホーム株式会社	東京都新宿区西新宿 2 1 1	351,000	4.5
積水化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満 2 4 4	351,000	4.5
中 澤 芳 樹	東京都世田谷区	234,400	3.0
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿 1 28 1	184,800	2.4
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	121,900	1.6
計		3,595,700	45.9

(注) 持株比率については、自己株式(83株)を控除して算出しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,830,900	78,309	
単元未満株式	普通株式 1,500		
発行済株式総数	7,832,400		
総株主の議決権		78,309	

【自己株式等】

平成29年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	83		83	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年8月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要な課題ととらえておりますが、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じて中間配当及び期末配当として年2回、長期継続的に配当を行うことを基本方針として、株主への利益還元を行ってまいり所存であります。

また、定款に、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けております。

当事業年度の配当につきましては、期末配当として取締役会決議を経て15円を実施いたしました。その結果、年間配当は中間配当15円を加え1株当たり30円となりました。

なお、内部留保資金の用途については、業務体制を強化し競争力を高めるため有効に投資してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年12月28日 取締役会決議	117,484	15
平成29年7月11日 取締役会決議	117,484	15

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成26年5月	平成27年5月	平成28年5月	平成29年5月
最高(円)	1,308	1,286	1,015	878
最低(円)	1,000	943	712	725

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年12月	平成29年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	818	804	829	865	858	878
最低(円)	754	773	789	812	795	825

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性10名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長		中 澤 芳 樹	昭和26年5月5日生	平成12年4月 平成12年5月 平成13年5月 平成14年11月 平成16年2月 平成21年6月 平成25年12月 平成27年8月 平成27年8月 日本E R I 株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長(現任) 日本E R I 株式会社代表取締役会 長(現任)	(注)3	234,400
代表取締役 社長		増 田 明 世	昭和33年7月28日生	平成15年4月 平成15年7月 平成16年5月 平成17年6月 平成24年8月 平成24年8月 平成25年12月 平成27年8月 平成27年8月 平成29年3月 日本E R I 株式会社入社 同社執行役員 日本住宅ワランティ株式会社(現 株式会社E R I ソリューション)代 表取締役社長 日本E R I 株式会社取締役 同社代表取締役専務 株式会社E R I ソリューション取締 役(現任) 当社代表取締役専務経営企画グ ループ長 当社代表取締役社長(現任) 日本E R I 株式会社取締役(現 任) 株式会社イーピーエーシステム取 締役(現任)	(注)3	23,600
取締役		馬 野 俊 彦	昭和39年3月15日生	平成14年1月 平成14年11月 平成15年4月 平成17年6月 平成21年6月 平成24年8月 平成25年12月 平成27年8月 平成27年8月 日本E R I 株式会社入社 同社執行役員 同社上級執行役員 同社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役専務 当社代表取締役専務 当社取締役(現任) 日本E R I 株式会社代表取締役社 長(現任)	(注)3	23,100
取締役		竹之内 哲 次	昭和39年4月8日生	平成23年11月 平成23年11月 平成24年9月 平成27年8月 平成29年8月 日本E R I 株式会社入社 株式会社E R I ソリューション取 締役 同社常務取締役 当社執行役員 当社取締役(現任)	(注)3	0
取締役		山 宮 慎一郎	昭和45年2月4日生	平成7年4月 平成18年1月 平成18年6月 平成19年10月 平成25年12月 平成27年4月 平成27年6月 平成27年8月 弁護士登録(東京弁護士会) 新東京総合法律事務所入所 新東京法律事務所パートナー 日本E R I 株式会社社外監査役 ピンガム・マカッチェン・ムラセ外 国法事務弁護士事務所 坂井・三 村・相澤法律事務所(外国法共同事 業)パートナー 当社社外監査役 T M I 総合法律事務所パートナ (現任) 元気寿司株式会社社外監査役(現 任) 当社社外取締役(現任)	(注)3	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		菅野 寛	昭和33年11月14日生	平成58年4月 平成3年8月 株式会社日建設計入社 ボストンコンサルティンググループ入社 同社最終役職パートナー&マネージング・ディレクター 平成20年7月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 平成23年6月 オムロンヘルスケア株式会社社外取締役(現任) 平成24年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科研究科長 平成26年6月 株式会社WOWOW社外取締役(現任) 平成27年6月 スタンレー電気株式会社社外監査役(現任) 平成28年3月 三井海洋開発株式会社社外取締役(現任) 平成28年9月 早稲田大学大学院経営管理研究科教授(現任) 平成29年8月 当社社外取締役(現任)	(注)3	0
常勤監査役		金澤 秀一	昭和25年3月9日生	平成22年4月 平成22年8月 平成25年8月 平成25年12月 平成27年8月 日本E R I株式会社入社 同社取締役 同社常勤監査役 当社常勤監査役(現任) 日本E R I株式会社監査役(現任)	(注)4	2,900
監査役		大塚 和彦	昭和22年4月5日生	平成12年9月 平成14年6月 平成16年5月 平成21年8月 平成25年6月 平成25年8月 平成25年12月 平成26年12月 日本E R I株式会社入社 同社取締役 日本住宅ワランティ株式会社(現株式会社E R Iソリューション)監査役(現任) 日本E R I株式会社常勤監査役 株式会社東京建築検査機構監査役(現任) 日本E R I株式会社監査役(現任) 当社監査役(現任) 株式会社E R Iアカデミー監査役(現任)	(注)5	32,700
監査役		太田 裕士	昭和45年10月3日生	平成13年9月 平成18年1月 平成18年11月 平成19年6月 平成21年5月 平成25年12月 平成26年6月 平成27年8月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 ジェイ・ブリッジ株式会社(現アジア開発キャピタル株式会社)入社 公認会計士太田裕士事務所代表(現任) 日本E R I株式会社社外監査役 東陽監査法人社員 当社社外監査役(現任) 東陽監査法人代表社員(現任) 日本E R I株式会社監査役(現任)	(注)6	0
監査役		西村 賢	昭和48年2月25日生	平成12年10月 平成18年10月 平成27年6月 平成27年8月 平成27年8月 弁護士登録(第一東京弁護士会)成和共同法律事務所(現成和明哲法律事務所)入所 同所パートナー 株式会社宇野澤組鐵工所社外監査役(現任) 当社社外監査役(現任) 日本E R I株式会社監査役(現任)	(注)7	0
計						316,700

- (注) 1 取締役のうち山宮慎一郎、菅野寛は、社外取締役であります。
- 2 監査役のうち太田裕士、西村賢は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成29年5月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 常勤監査役金澤秀一の任期は、平成29年8月30日から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 監査役大塚和彦の任期は、平成29年8月30日から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 6 社外監査役太田裕士の任期は、平成29年8月30日から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 7 社外監査役西村賢の任期は、平成29年8月30日から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 8 当社は執行役員制度を導入しております。なお、平成29年8月30日現在の執行役員は次のとおりです。

役名	氏名	職名
代表取締役会長代表執行役員	中澤芳樹	
代表取締役社長代表執行役員	増田明世	
取締役上級執行役員	馬野俊彦	
取締役上級執行役員	竹之内哲次	経営企画グループ長
執行役員	小林勝一	株式会社東京建築検査機構 代表取締役社長
執行役員	加藤隆弘	株式会社E R Iアカデミー 代表取締役社長
執行役員	加藤茂	経理財務グループ長
執行役員	松嶋直美	人事総務グループ長
執行役員	坂辰三	システムグループ長
執行役員	相原和義	株式会社イーピーエーシステム 代表取締役社長
執行役員	岡部末美	株式会社E R Iソリューション 代表取締役社長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

<基本的な考え方>

当社グループは、日本E R I株式会社を中核とする建築分野における専門的な第三者機関によって構成される企業集団です。第三者検査という事業の性格を強く意識し、法律で義務付けられている確認・検査を含む建築物検査の大臣指定機関を傘下に置くことから、当社グループ全体でその使命を果たしながら、公共性と収益性のバランスの下、堅実な利益成長を確保することを目指しております。これは日本E R I株式会社が創業以来「七つの理念」として、経営の基本方針として掲げて来たもので、当社グループはその理念を継承していくものであります。

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方は、当社グループ各社が建築基準法等の執行機関として法令遵守を徹底するとともに、确实、迅速なサービス提供を確保し、企業活動の効率性と透明性を高めるという観点に立ち、経営体制を整備し、必要な施策を実施していくことであります。当社はこうした基本的な考えの下、グループ統括会社として各グループ会社を管理・監督し、全てのステークホルダーに信頼される経営の構築に努めて参ります。またこれは、経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

イ 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、グループ経営会議、監査役、監査役会、会計監査人及びグループコンプライアンス委員会を設置しております。

ロ 取締役会

取締役会は、原則として毎月1回、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項や当社グループの重要事項の審議と決議を行うほか、取締役の業務の執行を監督しております。なお、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

ハ グループ経営会議

グループ経営会議は、取締役会を補完し効率性を高めるため、その専決事項を除くグループ経営に関する重要事項を協議・決定しております。グループ経営会議は、常勤の取締役及び執行役員と子会社の社長により構成され、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時グループ経営会議を開催しております。

ニ 監査役会

当社は監査役会設置会社として、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成しております。定例監査役会は毎月1回開催し、各監査役は法務、財務・会計に関する専門的知見を生かし、取締役会や重要な会議への出席を通じ、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。

ホ 会計監査人

会計監査人には、有限責任 あずさ監査法人を選任しておりますが、同法人及び当社監査に従事する同法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

ヘ グループコンプライアンス委員会

グループコンプライアンス委員会は、当社の定款に定める業務全般に関して、法令遵守を推進するとともに、会社法が定める「会社の業務の適正を確保する内部統制システムの整備を図る」という目的に基づき設置されております。委員会は社長直属の組織として、社外弁護士等を含む委員で構成され、原則3ヶ月に1回以上開催しております。

ト 企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役設置会社形態を採用しておりますが、社外監査役を含めた監査役による監査体制の強化・充実等により経営監視機能面で十分に機能する体制が整っております。更に取締役会における監督機能と意思決定の透明性を一層向上させるため、社外取締役を2名選任しております。

チ 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務の適正を確保するための体制について基本方針を定めており、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に努めております。また、内部統制を主管する部署として、経営企画グループ内に内部統制室を設置しており、内部統制上の課題や対応を適宜見直すことで、より適正かつ効率的な体制を実現しております。

リ リスク管理体制の整備状況等

当社が、「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「E R Iグループ倫理に関する規程」を定めており、法令遵守を経営の最重要課題と位置付け、全役職員に周知徹底する。
- ・ コンプライアンス担当役員を置き、人事総務グループ法務コンプライアンス室をコンプライアンス担当部署とする。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス担当部署からの補佐や社長の下に設置されたグループコンプライアンス委員会の諮問等を受けて、コンプライアンスを推進し統括管理する。
- ・ 内部監査を所管する監査グループの陣容をより充実化させ、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図る。また、監査結果はグループ経営会議において報告をする。
- ・ 役職員に対するコンプライアンス研修を、新人研修を始めとして行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する企業風土、意識の醸成を図る。

(b) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定・報告等の文書保存及び管理に関しては、別途定められた文書の作成・保存・廃棄に関する「文書管理規程」及び「稟議規程」に従う。保管場所は「文書管理規程」に定めるところによるが、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、本社において閲覧が可能となるものでなければならない。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

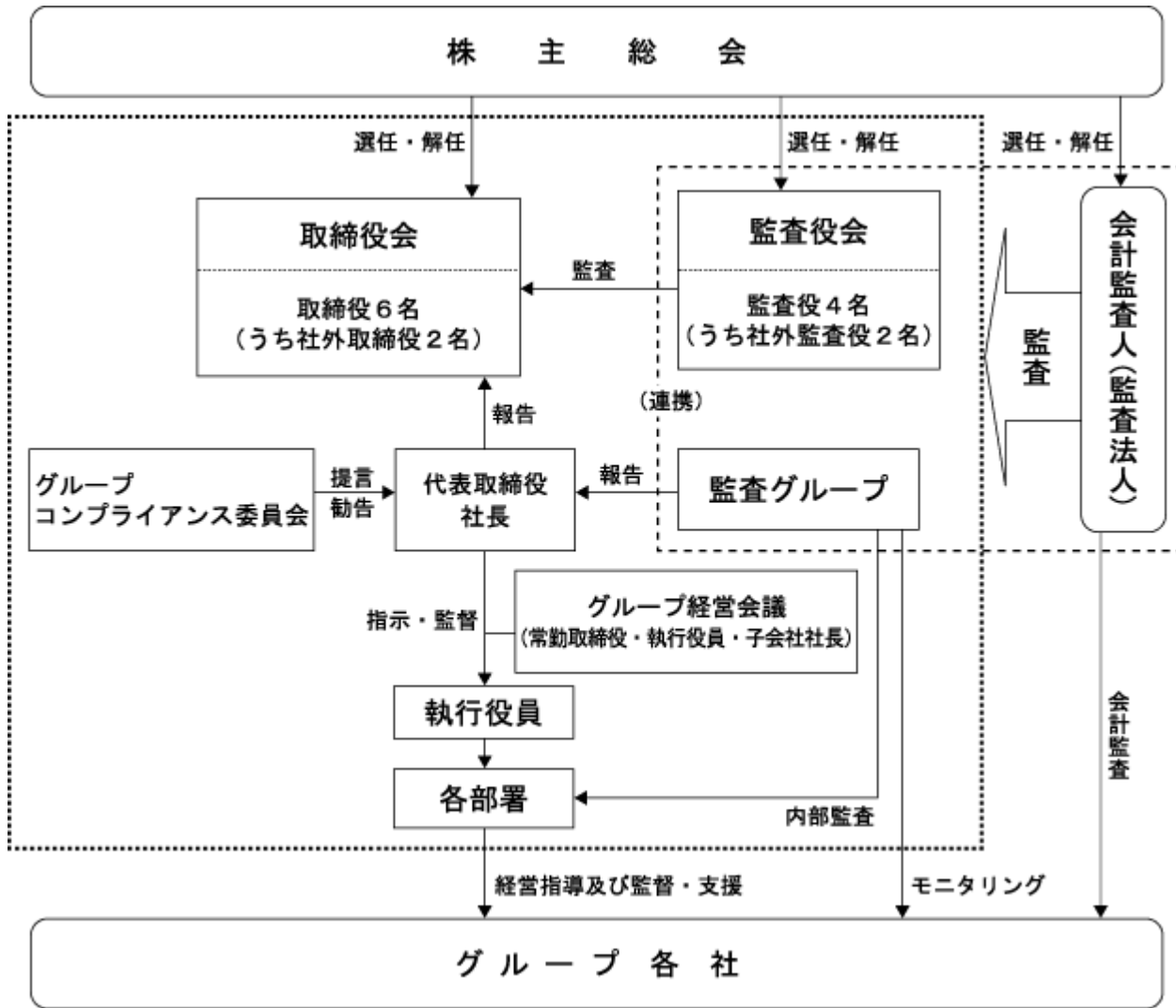
当社グループ全体のリスク状況への対応については、別途定められた「グループリスク管理規程」に基づき各部署への浸透を図る。各部署の所管業務に付随するリスク管理は当該部署が行い、各部署の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役等に報告する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、当社及び各グループ会社の目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

- (e) 当社及びそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「E R Iグループ倫理に関する規程」をグループ・コンプライアンス・ポリシーとして、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努め、リスク管理体制を適切に構築し運用する。グループ会社管理の担当部署は経営企画グループとし、「関係会社管理規程」等に基づいてグループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。取締役会専決事項を除く企業集団全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行うための仕組みとして、代表取締役、常勤の取締役及び執行役員とグループ会社の社長等で構成されるグループ経営会議を組織し、審議する。監査グループは「内部監査規程」に基づき、グループ全体の監査を実施する。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役は、その職務の執行に必要な場合は、監査グループ所属員等に監査役の職務の遂行の補助を委嘱し、必要な事項を命令することができる。
- (g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助すべき使用人が兼任で監査役補助職務を担う場合には、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとする。該当使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役会に相談し、その意見を尊重する。
- (h) 監査役の使用人の指示の実効性の確保に関する事項
当社における監査役監査を補助すべき使用人に関する「監査役スタッフ規程」に基づき、監査役の活動を円滑かつ効果的にするための体制確保に努める。
- (i) 監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、グループ全体又はグループ各社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、当社及びグループ各社の役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他管理情報、内部統制の状況等につき、「監査役会規程」、「内部監査規程」、「監査役スタッフ規程」及び「内部統制規程」等に基づき監査役に報告する。また、監査役会は必要に応じ、いつでも役職員に報告を求めることができるものとする。
- (j) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告者に対し「内部監査規程」に基づき匿名性確保をするとともに報告者に対しそのことを理由として、不利な取扱いを受けることがないよう保護するものとする。
- (k) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
監査役は、当社に対し職務の執行上必要となる費用等について「監査役監査規程」等に基づきその費用の前払い及び償還を受けることができる。
- (l) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
役職員の監査役監査に対する認識及び理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換、また監査グループとの連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (m) 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制
当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的団体や個人に対して社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。平素より、警察、顧問弁護士との連絡を密にし、反社会的勢力対応をしており、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に屈することなく、これを断固として拒絶する。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概要は次の模式図のとおりであります。



内部監査及び監査役監査

イ 内部監査

当社は、グループ会社を含めた業務プロセスの遵法性、適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する目的で社長直属の組織として監査グループを設置しております。監査グループの常勤スタッフは1名ですが、日本ERI株式会社の監査部のスタッフ3名に加え、監査毎に業務に精通したスタッフを監査員に委嘱することにより、内部監査規程に基づき、コンプライアンスの状況、業務規程の遵守状況などを監査し、監査後は遅滞なく改善状況を報告させることで、内部監査の実効性を担保しております。また、会計監査人や監査役とも随時意見交換を行い、連携をとっております。

ロ 監査役監査

監査役は、監査方針及び計画を定め、取締役会等、重要会議への出席の他、グループ会社の往査・調査を実施しております。更に、会計監査人との情報・意見交換、協議、内部監査部門である監査グループからの定例の監査報告等により相互に連携を強化し、監査の向上に取り組んでおります。

社外取締役及び社外監査役

イ 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名です。（平成29年8月30日現在）

ロ 社外取締役及び社外監査役の当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
 （社外取締役）

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
山宮 慎一郎 （平成27年8月就任）	山宮氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、弁護士としての専門的知見を活かし、独立した立場から当社の経営を監督することを期待しております。
菅野 寛 （平成29年8月就任）	菅野氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、経営コンサルタントとしての豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を活かし、独立した立場から当社の経営を監督することを期待しております。

（社外監査役）

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
太田 裕士 （平成25年12月就任）	太田氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、公認会計士としての専門的知見を活かし、内部統制の強化を含め、当社の監査を行うことを期待しております。
西村 賢 （平成27年8月就任）	西村氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、弁護士としての専門的知見を活かし、監査体制の強化を含め、当社の監査を行うことを期待しております。

八 独立性に関する基準・方針の内容及び選任状況に関する考え方

当社における社外取締役及び社外監査役のうち、以下の要件のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断します。

(a) 現在または過去における当社グループの業務執行者（注1）であった者

(b) 現在または過去3事業年度において、以下の要件に該当する者

- ・ 当社グループの主要な取引企業（注2）の業務執行者
- ・ 当社グループの主要な借入先（注3）またはその業務執行者
- ・ 当社の大株主（注4）またはその業務執行者
- ・ 当社と社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
- ・ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5）を得ている法律専門家、会計専門家またはコンサルタント等（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう）
- ・ 当社グループから多額の寄付（注6）を受けるものまたはその業務執行者

(c) 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族もしくは同居の親族

- ・ 現在または過去5事業年度における当社グループの業務執行者
- ・ 上記(b)の から で就任を制限している対象者

（注）1 取締役（社外取締役を除く）・執行役員または使用人

2 取引の支払額または受取額が、当社グループまたは取引先の連結売上高の2%以上を占める

3 当社連結貸借対照表の資産合計額の2%以上の長期借入がある場合

4 議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者

5 個人の場合は年間1,000万円、団体の場合は当社の連結売上高の2%を超える場合

6 個人の場合は年間1,000万円、団体の場合は当社の連結売上高の2%を超える場合

二 社外取締役及び社外監査役による監督・監査と内部監査、及び会計監査との相互連携、並びに内部統制部門との関係

社外監査役は常勤監査役と密接に連携し、必要な報告を受けるとともに会計監査人や内部監査部門との定期的会合や、定期報告を通じて意見交換・情報収集を行い、相互に連携を図っております。さらに、内部統制システムの整備を図る目的に設置されたグループコンプライアンス委員会（四半期に1回開催）にも出席し、提言・勧告等行っております。

社外取締役は、取締役会への出席を通じて、内部監査・監査役監査・会計監査及び内部統制についての報告を受け、適宜意見を述べる体制を構築し、経営の監督機能強化を図っております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	126,300	126,300			4
監査役 (社外監査役を除く)	26,850	26,850			2
社外役員	23,880	23,880			4

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

株主総会の決議により定められた報酬限度額（取締役400,000千円以内、監査役100,000千円以内）の範囲内で、内規に基づき、決定しております。

なお、取締役の報酬は、基本報酬と賞与から構成し、取締役会により決定いたします。基本報酬は、各取締役の役位に応じて支給し、賞与については、会社の営業成績を考慮し支給いたします。

株式の保有状況

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任しておりますが、同法人及び当社監査に従事する同法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は同法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当期における監査体制等は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員 金子 靖	有限責任 あずさ監査法人	2年
指定有限責任社員 業務執行社員 佐久間 清光	有限責任 あずさ監査法人	4年

(注) 1 平成16年4月1日より適用されている公認会計士法第34条の11の3に定める業務執行社員のローテーション制度に基づく継続監査年数は、金子靖が2年、佐久間清光が4年であります。

2 監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の監査計画に基づき決定されております。具体的には、公認会計士8名及びその他4名で構成されております。

取締役の定数及び取締役選任の決議要件

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

監査役の定数及び監査役選任の決議要件

当社の監査役は4名以内とする旨定款に定めております。また、監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

- イ 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
- ロ 当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。
- ハ 当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

- イ 自己株式取得の要件
当社は機動的な資本政策の実施を図るため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨定款に定めております。
- ロ 剰余金の配当等の決定機関
当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。
- ハ 取締役及び監査役の責任免除
当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

二 会計監査人の責任免除

当社は、会計監査人の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	14,500		14,500	2,300
連結子会社	16,500		16,500	
計	31,000		31,000	2,300

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務内容の調査業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、特別な方針等は定めておりませんが、その決定に当たっては監査業務に要する日数等を勘案して決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年6月1日から平成29年5月31日まで)及び事業年度(平成28年6月1日から平成29年5月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等について適格に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準及びわが国を取り巻く会計環境等に関する情報の提供を受けております。また同法人及び監査法人等が行うセミナー研修への参加や、会計専門誌の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年5月31日)	当連結会計年度 (平成29年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,337,409	2,104,272
売掛金	453,119	500,153
仕掛品	298,917	352,884
繰延税金資産	173,076	182,216
その他	93,272	116,766
貸倒引当金	271	241
流動資産合計	3,355,524	3,256,052
固定資産		
有形固定資産		
建物	133,495	158,756
減価償却累計額	67,847	76,209
建物(純額)	65,647	82,547
工具、器具及び備品	197,341	231,104
減価償却累計額	150,734	160,405
工具、器具及び備品(純額)	46,606	70,698
土地		402
有形固定資産合計	112,254	153,648
無形固定資産		
ソフトウェア	174,248	161,321
のれん	1,019	58,946
その他	434	434
無形固定資産合計	175,702	220,702
投資その他の資産		
差入保証金	407,689	417,843
繰延税金資産	35,321	34,066
その他	23,909	26,824
貸倒引当金	31	81
投資その他の資産合計	466,888	478,653
固定資産合計	754,845	853,004
資産合計	4,110,369	4,109,057

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年5月31日)	当連結会計年度 (平成29年5月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	171,833	186,417
未払費用	578,133	598,547
未払法人税等	164,579	61,685
繰延税金負債		1,181
前受金	572,408	656,522
その他	143,035	117,382
流動負債合計	1,629,989	1,621,736
固定負債		
退職給付に係る負債	92,475	86,076
長期未払金	67,780	72,273
その他		30,917
固定負債合計	160,255	189,266
負債合計	1,790,244	1,811,002
純資産の部		
株主資本		
資本金	992,784	992,784
資本剰余金	26,304	26,304
利益剰余金	1,296,225	1,274,049
自己株式	70	70
株主資本合計	2,315,243	2,293,067
非支配株主持分	4,882	4,986
純資産合計	2,320,125	2,298,054
負債純資産合計	4,110,369	4,109,057

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成27年6月1日 至平成28年5月31日)	当連結会計年度 (自平成28年6月1日 至平成29年5月31日)
売上高	11,470,660	11,357,421
売上原価	8,212,174	8,189,824
売上総利益	3,258,486	3,167,596
販売費及び一般管理費	¹ 2,688,515	¹ 2,877,800
営業利益	569,970	289,795
営業外収益		
受取利息	1,579	26
保険配当金	5,865	4,667
受取手数料	4,658	4,571
受取保険金	41,478	69,054
保険解約返戻金	20,891	
雑収入	1,568	1,485
営業外収益合計	76,043	79,804
営業外費用		
支払利息	2,608	1,764
債務保証損失	17,202	
雑損失	236	139
営業外費用合計	20,047	1,903
経常利益	625,966	367,696
特別損失		
固定資産除却損	² 2,771	² 536
特別損失合計	2,771	536
税金等調整前当期純利益	623,195	367,160
法人税、住民税及び事業税	204,463	155,376
法人税等調整額	4,512	1,114
法人税等合計	208,976	154,261
当期純利益	414,218	212,898
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	126	104
親会社株主に帰属する当期純利益	414,345	212,794

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 6月 1日 至 平成29年 5月31日)
当期純利益	414,218	212,898
その他の包括利益		
その他の包括利益合計		
包括利益	414,218	212,898
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	414,345	212,794
非支配株主に係る包括利益	126	104

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	992,784	26,304	1,101,184	52,980	2,067,292
当期変動額					
剰余金の配当			219,304		219,304
親会社株主に帰属する当期純利益			414,345		414,345
自己株式の処分				52,910	52,910
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			195,040	52,910	247,950
当期末残高	992,784	26,304	1,296,225	70	2,315,243

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	5,008	2,072,301
当期変動額		
剰余金の配当		219,304
親会社株主に帰属する当期純利益		414,345
自己株式の処分		52,910
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	126	126
当期変動額合計	126	247,823
当期末残高	4,882	2,320,125

当連結会計年度(自 平成28年 6月 1日 至 平成29年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	992,784	26,304	1,296,225	70	2,315,243
当期変動額					
剰余金の配当			234,969		234,969
親会社株主に帰属する当期純利益			212,794		212,794
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			22,175		22,175
当期末残高	992,784	26,304	1,274,049	70	2,293,067

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	4,882	2,320,125
当期変動額		
剰余金の配当		234,969
親会社株主に帰属する当期純利益		212,794
自己株式の処分		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	104	104
当期変動額合計	104	22,070
当期末残高	4,986	2,298,054

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成27年6月1日 至平成28年5月31日)	当連結会計年度 (自平成28年6月1日 至平成29年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	623,195	367,160
減価償却費	66,472	82,184
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	24,403	
受取利息	1,579	26
支払利息	2,608	1,764
受取保険金	41,478	69,054
固定資産除却損	2,771	536
売上債権の増減額(は増加)	29,047	35,496
たな卸資産の増減額(は増加)	52,015	50,128
未払金の増減額(は減少)	68,973	13,888
未払費用の増減額(は減少)	31,436	15,426
前受金の増減額(は減少)	94,199	82,075
その他	155,347	20,265
小計	358,689	388,064
利息及び配当金の受取額	1,587	27
利息の支払額	3,030	1,764
訴訟関連損失の支払額	17,000	
保険金の受取額	41,478	69,054
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	129,372	286,385
営業活動によるキャッシュ・フロー	252,352	168,997
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	100,000	
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出		2 44,702
固定資産の取得による支出	106,112	104,175
差入保証金の差入による支出	19,219	21,599
差入保証金の回収による収入	7,711	8,158
その他	30,854	5,539
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,232	167,858
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	86,998	
配当金の支払額	218,693	234,276
自己株式の処分による収入	35,596	
財務活動によるキャッシュ・フロー	270,095	234,276
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,510	233,137
現金及び現金同等物の期首残高	2,341,318	2,336,808
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,336,808	1 2,103,670

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

日本E R I株式会社

株式会社E R Iソリューション

株式会社E R Iアカデミー

株式会社東京建築検査機構

株式会社イーピーエーシステム

株式会社イーピーエーシステム及び株式会社ゲンバアイは、平成29年3月1日に株式を取得し、子会社となったため、連結の範囲に含めております。また、株式会社ゲンバアイは平成29年3月2日を効力発生日として株式会社イーピーエーシステムに吸収合併されました。なお、みなし取得日を平成29年3月31日としており、株式会社イーピーエーシステムの決算日は3月31日であることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社イーピーエーシステムの決算日は3月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）に基づき計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、当社グループは資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「のれん」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「無形固定資産」の「その他」に表示していた1,453千円は、「のれん」1,019千円、「その他」434千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社グループは、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用していましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

この変更は、持株会社移行後初の第6次中期経営計画（平成28年度から3カ年）の策定を契機に、当社グループの有形固定資産の減価償却方法を再検討したところ、有形固定資産はその耐用年数にわたり安定的に使用される見込みであることから、耐用年数にわたり均等に費用配分する定額法を採用することが経営実態をより適切に反映させる方法であると判断したことによるものであります。

なお、この減価償却方法の変更による影響額は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

当座貸越契約及びコミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年5月31日)	当連結会計年度 (平成29年5月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	2,100,000千円	2,100,000千円
借入実行残高	"	"
差引額	2,100,000千円	2,100,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成27年6月1日 至平成28年5月31日)	当連結会計年度 (自平成28年6月1日 至平成29年5月31日)
給与手当	1,009,418千円	1,045,015千円
役員報酬	298,032 "	306,705 "
退職給付費用	45,885 "	51,365 "
貸倒引当金繰入額	752 "	19 "

2 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成27年6月1日 至平成28年5月31日)	当連結会計年度 (自平成28年6月1日 至平成29年5月31日)
建物	2,326千円	534千円
工具、器具及び備品	444 "	1 "
計	2,771千円	536千円

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年6月1日 至平成28年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成28年6月1日 至平成29年5月31日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	7,832,400			7,832,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	40,783		40,700	83

(注) 1 当連結会計年度期首の株式数には、持株会信託が所有する当社株式40,700株を含めて記載しております。

2 減少数の内訳は、持株会信託による当社株式の売却による減少40,700株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年7月14日 取締役会(注)	普通株式	101,820	13	平成27年5月31日	平成27年7月31日
平成27年12月28日 取締役会	普通株式	117,484	15	平成27年11月30日	平成28年1月29日

(注) 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金529千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年7月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	117,484	15	平成28年5月31日	平成28年7月29日

当連結会計年度(自 平成28年 6月 1日 至 平成29年 5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	7,832,400			7,832,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	83			83

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年7月12日 取締役会	普通株式	117,484	15	平成28年5月31日	平成28年7月29日
平成28年12月28日 取締役会	普通株式	117,484	15	平成28年11月30日	平成29年1月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年7月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	117,484	15	平成29年5月31日	平成29年7月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)
現金及び預金	2,337,409千円	2,104,272千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	601 "	601 "
現金及び現金同等物	2,336,808千円	2,103,670千円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社イーピーエーシステム及び株式会社ゲンバアイを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社イーピーエーシステム株式及び株式会社ゲンバアイ株式の取得価額と株式会社イーピーエーシステム及び株式会社ゲンバアイ取得のための支出(純増)との関係は次のとおりです。

流動資産	172,566千円
固定資産	11,830 "
のれん	58,334 "
流動負債	10,921 "
固定負債	35,410 "
株式の取得価額	196,400千円
現金及び現金同等物	151,697 "
差引：取得のための支出	44,702千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等とし、一部を安全性の高い金融資産としており、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信・売掛債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、運転資金として短期借入金を利用しております。これらの支払に係る流動性リスクは、月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち41.7%が大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2参照)

前連結会計年度(平成28年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額() (千円)	時価() (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,337,409	2,337,409	
(2) 売掛金	453,119	453,119	
(3) 未払金	(171,833)	(171,833)	
(4) 未払法人税等	(164,579)	(164,579)	

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

当連結会計年度(平成29年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額() (千円)	時価() (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,104,272	2,104,272	
(2) 売掛金	500,153	500,153	
(3) 未払金	(186,417)	(186,417)	
(4) 未払法人税等	(61,685)	(61,685)	

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注)1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未払金、及び(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成28年5月31日	平成29年5月31日
差入保証金(*1)	407,689	417,843
長期未払金(*2)	(67,780)	(72,273)

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*1)市場価格がなく償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(*2)役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、時価開示の対象とはしていません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,337,409			
売掛金	453,119			
合計	2,790,529			

当連結会計年度(平成29年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,104,272			
売掛金	500,153			
合計	2,604,425			

4 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成29年5月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。なお、確定拠出年金制度の加入資格がない者については、確定給付制度として退職一時金制度を設けております。

当社には退職給付制度はありません。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)
	退職給付に係る負債の期首残高	100,937千円
退職給付費用	37,544 "	32,549 "
退職給付の支給額	46,006 "	38,948 "
退職給付に係る負債の期末残高	92,475千円	86,076千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は、前連結会計年度37,544千円、当連結会計年度32,549千円であります。

3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度194,712千円、当連結会計年度192,096千円です。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)	
	繰延税金資産			
未払事業税		9,209千円		5,698千円
未払賞与		130,912 "		138,290 "
退職給付に係る負債		32,121 "		29,852 "
長期未払金		23,439 "		24,949 "
繰越欠損金		116,824 "		93,186 "
その他		54,236 "		82,320 "
小計		366,744 "		374,298 "
評価性引当額		158,347 "		157,905 "
繰延税金資産合計		208,397千円		216,392千円
繰延税金負債				
未収還付事業税		千円		1,290千円
繰延税金負債合計		千円		1,290千円
繰延税金資産の純額		208,397千円		215,101千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)	
	法定実効税率			
(調整)				
住民税均等割等				4.4 "
交際費等永久に損金算入されない項目				0.6 "
親会社と子会社の税率差				3.6 "
評価性引当額の増減				2.7 "
その他				0.2 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率				42.0%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、平成28年11月15日開催の取締役会決議に基づき、平成29年3月1日付で株式会社イーピーエーシステム及び兄弟会社である株式会社ゲンバアイの株式を取得したことにより子会社化しました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
株式会社イーピーエーシステム	建築C A D・積算システムの受託開発等
株式会社ゲンバアイ	ソフトウェアの設計、開発、販売及び保守業務

企業結合を行った主な理由

株式会社イーピーエーシステム及び株式会社ゲンバアイは、建築分野に関するソフトウェア開発に強みを持つ会社で、株式会社ゲンバアイは平成29年3月2日を効力発生日として株式会社イーピーエーシステムに吸収合併されました。本件後、株式会社イーピーエーシステムは、同社の主力事業であるシステム開発業務等を継続しつつ、当社のシステム部門と協働することで当社グループのICT分野強化の一翼を担います。本件は当社が中期経営計画で重点施策としている業務効率改善への投資でもあり、当社の事業価値向上に寄与するものと判断しました。

企業結合日

平成29年3月1日(株式取得日)

平成29年3月31日(みなし取得日)

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

変更ありません。なお、株式会社ゲンバアイは平成29年3月2日を効力発生日として株式会社イーピーエーシステムに吸収合併されました。

取得した議決権比率

被取得企業の名称	取得する議決権比率
株式会社イーピーエーシステム	100%
株式会社ゲンバアイ	100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の現金を対価とする株式取得を実施したため、当社を取得企業としております。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

みなし取得日を平成29年3月31日として連結しているため、被取得企業の業績は当連結会計年度の業績に含まれておりません。

(3) 被取得企業(上記2社合計)の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	196,400千円
取得原価		196,400千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 28,500千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

58,334千円

発生原因

被取得企業の取得原価が、企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったため、その差額をのれんとして計上しております。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	172,566千円
固定資産	11,830 "
資産合計	184,396 "
流動負債	10,921 "
固定負債	35,410 "
負債合計	46,331 "

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

一部の連結子会社は、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込み期間は不動産賃貸借契約開始から15年間を採用しております。

2. 当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法を用いているものに関して、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額の増減は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 6月 1日 至 平成29年 5月31日)
期首残高	100,741千円	100,215千円
新たな賃貸借契約の締結等に伴う増加額	4,396 "	5,629 "
既存の賃貸借契約の解約等に伴う減少額	4,922 "	2,323 "
企業結合による増加額	"	4,137 "
期末残高	100,215千円	107,658千円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社名にあるとおり建築物等に関する、Evaluation(評価)Rating(格付け)Inspection(検査)を専門的第三者機関として実施する事業活動を展開しております。当社は、経営組織の形態及びサービスの特性の類似性に基づき、複数の事業セグメントを集約したうえで、「確認検査事業」「住宅性能評価及び関連事業」「ソリューション事業」の3つを報告セグメントとしております。

「確認検査事業」は建築基準法に基づく建築物の確認検査業務であります。

「住宅性能評価及び関連事業」は住宅品質法に基づく新築住宅及び既存住宅の住宅性能評価業務、長期優良住宅の認定に係る技術的審査業務であります。

「ソリューション事業」は、既存建築物におけるデューデリジェンス業務、インスペクション業務、すまいと・コンシューマー業務、建築基準法適合状況調査業務等であります。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、従来「その他」に含まれていた「ソリューション事業」については重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。この変更とともに、事業セグメントの区分方法を見直し、従来「その他」に含めておりました子会社である株式会社東京建築検査機構は、変更後の各報告セグメント及び「その他」に区分しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

4. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	確認検査 事業	住宅性能 評価及び 関連事業	ソリュー ション 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	6,223,269	2,939,685	993,395	10,156,351	1,314,309	11,470,660		11,470,660
セグメント間の内部 売上高又は振替高					92,467	92,467	92,467	
計	6,223,269	2,939,685	993,395	10,156,351	1,406,776	11,563,128	92,467	11,470,660
セグメント利益	367,619	82,534	135,797	585,951	15,980	569,970		569,970
セグメント資産	960,916	372,471	204,563	1,537,950	205,284	1,743,234	2,367,135	4,110,369
その他の項目								
減価償却費	34,419	20,672	2,714	57,806	8,665	66,472		66,472
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	66,984	25,203	5,219	97,408	16,835	114,243		114,243

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、超高層建築物の構造評定、一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定、住宅瑕疵担保責任保険の検査、共同住宅の音環境評価などが含まれております。

2 セグメント資産の調整額2,367,135千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金等)及び管理部門にかかる資産であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	確認検査 事業	住宅性能 評価及び 関連事業	ソリュー ション 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	6,199,384	2,877,030	898,045	9,974,460	1,382,960	11,357,421		11,357,421
セグメント間の内部 売上高又は振替高					67,210	67,210	67,210	
計	6,199,384	2,877,030	898,045	9,974,460	1,450,171	11,424,631	67,210	11,357,421
セグメント利益	350,263	801	38,638	389,704	99,908	289,795		289,795
セグメント資産	1,046,169	331,489	225,578	1,603,238	370,081	1,973,319	2,135,737	4,109,057
その他の項目								
減価償却費	42,501	22,657	6,108	71,267	10,917	82,184		82,184
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	52,168	14,624	10,506	77,298	26,858	104,157		104,157

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、超高層建築物の構造評定、一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定、住宅瑕疵担保責任保険の検査などが含まれております。

2 セグメント資産の調整額2,135,737千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金等)及び管理部門にかかる資産であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウス工業株式会社	1,483,796	確認検査事業 住宅性能評価及び関連事業

当連結会計年度(自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウス工業株式会社	1,502,864	確認検査事業 住宅性能評価及び関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)

(単位：千円)

	確認検査事業	住宅性能評価 及び関連事業	ソリューション 事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額					407	407
当期末残高					1,019	1,019

当連結会計年度(自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)

(単位：千円)

	確認検査事業	住宅性能評価 及び関連事業	ソリューション 事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額					407	407
当期末残高				58,334	611	58,946

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)
1株当たり純資産額	295円60銭	292円77銭
1株当たり当期純利益金額	52円96銭	27円17銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	414,345	212,794
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	414,345	212,794
普通株式の期中平均株式数(株)	7,823,806	7,832,317

(注) 前連結会計年度の1株当たり当期純利益金額を算定するための普通株式の期中平均株式数について、持株会信託が所有する当社株式の数を控除しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,701,952	5,605,546	8,412,502	11,357,421
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	32,000	140,116	186,830	367,160
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (千円)	13,553	80,855	109,286	212,794
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	1.73	10.32	13.95	27.17

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益金額 (円)	1.73	8.59	3.63	13.22

2. 重要な訴訟事件等

当社の連結子会社である日本ERI株式会社(以下、「日本ERI」といいます。)が、医療法人ワカサ会(以下、「ワカサ会」といいます。)から提起されていた損害賠償請求訴訟について、ワカサ会は、日本ERIに対する請求をいずれも棄却した一審判決(広島地方裁判所 平成28年3月30日)を不服として、広島高等裁判所に控訴を提起していましたが、同裁判所は、平成29年1月27日、ワカサ会の控訴を棄却する判決を言渡し、同判決の確定により当該訴訟は終了しました。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年5月31日)	当事業年度 (平成29年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	849,991	398,475
未収入金	52,164	54,283
前払費用	7,849	19,795
繰延税金資産	46	1,654
その他	7,472	2,516
流動資産合計	917,522	476,726
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	4,839	36,311
減価償却累計額	41	6,567
工具、器具及び備品(純額)	4,798	29,744
有形固定資産合計	4,798	29,744
無形固定資産		
ソフトウェア	73,589	75,798
無形固定資産合計	73,589	75,798
投資その他の資産		
関係会社株式	1,844,726	2,069,626
その他	472	346
投資その他の資産合計	1,845,198	2,069,972
固定資産合計	1,923,585	2,175,514
資産合計	2,841,108	2,652,241

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年5月31日)	当事業年度 (平成29年5月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	81,115	26,598
未払費用	847	786
未払法人税等		9,136
預り金	4,376	4,597
その他	3,546	9,906
流動負債合計	89,885	51,025
負債合計	89,885	51,025
純資産の部		
株主資本		
資本金	992,784	992,784
資本剰余金		
資本準備金	26,304	26,304
その他資本剰余金	1,333,837	1,333,837
資本剰余金合計	1,360,141	1,360,141
利益剰余金		
利益準備金	48,560	72,057
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	349,807	176,303
利益剰余金合計	398,367	248,360
自己株式	70	70
株主資本合計	2,751,223	2,601,215
純資産合計	2,751,223	2,601,215
負債純資産合計	2,841,108	2,652,241

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 6 月 1 日 至 平成28年 5 月31日)		当事業年度 (自 平成28年 6 月 1 日 至 平成29年 5 月31日)	
営業収益	1	579,600	1	650,825
営業費用	1, 2	506,747	1, 2	546,290
営業利益		72,852		104,534
営業外収益				
受取利息		169		11
雑収入				57
営業外収益合計		169		69
営業外費用				
支払利息		2,608		1,764
債務保証損失		17,202		
営業外費用合計		19,810		1,764
経常利益		53,211		102,839
税引前当期純利益		53,211		102,839
法人税、住民税及び事業税		9,165		19,485
法人税等調整額		9,762		1,608
法人税等合計		18,927		17,877
当期純利益		34,284		84,962

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年 6月 1日 至 平成28年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141
当期変動額				
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
自己株式の処分				
当期変動額合計				
当期末残高	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
繰越利益剰余金						
当期首残高	26,629	556,758	583,388	52,980	2,883,333	2,883,333
当期変動額						
剰余金の配当		219,304	219,304		219,304	219,304
利益準備金の積立	21,930	21,930				
当期純利益		34,284	34,284		34,284	34,284
自己株式の処分				52,910	52,910	52,910
当期変動額合計	21,930	206,951	185,020	52,910	132,110	132,110
当期末残高	48,560	349,807	398,367	70	2,751,223	2,751,223

当事業年度(自 平成28年 6月 1日 至 平成29年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141
当期変動額				
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
自己株式の処分				
当期変動額合計				
当期末残高	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金				
		繰越利益剰余金				
当期首残高	48,560	349,807	398,367	70	2,751,223	2,751,223
当期変動額						
剰余金の配当		234,969	234,969		234,969	234,969
利益準備金の積立	23,496	23,496				
当期純利益		84,962	84,962		84,962	84,962
自己株式の処分						
当期変動額合計	23,496	173,504	150,007		150,007	150,007
当期末残高	72,057	176,303	248,360	70	2,601,215	2,601,215

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、持株会社移行後初の第6次中期経営計画(平成28年度から3カ年)の策定を契機に、当社の有形固定資産の減価償却方法を再検討したところ、有形固定資産はその耐用年数にわたり安定的に使用される見込みであることから、耐用年数にわたり均等に費用配分する定額法を採用することが経営実態をより適切に反映させる方法であると判断したことによるものであります。

なお、この減価償却方法の変更による影響額は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年5月31日)	当事業年度 (平成29年5月31日)
短期金銭債権	52,177千円	54,310千円
短期金銭債務	63,013 "	16,235 "

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年5月31日)	当事業年度 (平成29年5月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	1,600,000千円	2,100,000千円
借入実行残高	"	"
差引額	1,600,000千円	2,100,000千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年6月1日 至平成28年5月31日)	当事業年度 (自平成28年6月1日 至平成29年5月31日)
営業収益	579,600千円	650,825千円
営業費用	56,100 "	33,450 "
営業取引以外の取引	41,000 "	"

2. 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成27年6月1日 至平成28年5月31日)	当事業年度 (自平成28年6月1日 至平成29年5月31日)
役員報酬	188,160千円	177,030千円
給与手当	120,332 "	133,727 "
支払手数料	42,947 "	68,386 "

(表示方法の変更)

「支払手数料」は、営業費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より掲記しております。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の当該費目及び金額を掲記しております。また、前事業年度において、主要な費目として掲記しておりました「業務委託費」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、主要な費目として掲記しておりません。なお、前事業年度の「業務委託費」は52,800千円です。

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年5月31日)

子会社株式(貸借対照表価額1,844,726千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成29年5月31日)

子会社株式(貸借対照表価額2,069,626千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	当事業年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	46千円	1,654千円
関係会社株式	77,286 "	77,286 "
小計	77,332 "	78,940 "
評価性引当金	77,286 "	77,286 "
繰延税金資産合計	46千円	1,654千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日)	当事業年度 (自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
住民税均等割額	1.8 "	0.9 "
交際費等永久に損金算入されない項目	0.9 "	0.7 "
受取配当金等永久に益金算入されない項目	"	15.0 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.0 "	"
その他	0.2 "	0.1 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.6%	17.4%

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形 固定資産	工具、器具及び備品	4,798	31,472		6,526	29,744	6,567
	計	4,798	31,472		6,526	29,744	6,567
無形 固定資産	ソフトウェア	73,589	17,404		15,195	75,798	16,395
	計	73,589	17,404		15,195	75,798	16,395

(注) 当期増加額及び減少額の主な内容は次のとおりであります。

工具、器具及び備品の増加の内容は、サーバ機器31,472千円であります。

ソフトウェアの増加の主な内容は、就業及び経費管理システム11,585千円であります。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公示方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.h-eri.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第3期）（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）平成28年8月30日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の確認書

事業年度（第3期）（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）平成28年8月30日関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第3期）（自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日）平成28年8月30日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書

第4期第1四半期（自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日）平成28年9月30日関東財務局長に提出。

第4期第2四半期（自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日）平成28年12月28日関東財務局長に提出。

第4期第3四半期（自 平成28年12月1日 至 平成29年2月28日）平成29年3月30日関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書の確認書

第4期第1四半期（自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日）平成28年9月30日関東財務局長に提出。

第4期第2四半期（自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日）平成28年12月28日関東財務局長に提出。

第4期第3四半期（自 平成28年12月1日 至 平成29年2月28日）平成29年3月30日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 平成28年8月31日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 8月30日

E R Iホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 靖

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐久間 清光

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているE R Iホールディングス株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E R Iホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、E R Iホールディングス株式会社の平成29年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、E R Iホールディングス株式会社が平成29年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 8月30日

E R Iホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 靖

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐久間 清光

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているE R Iホールディングス株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E R Iホールディングス株式会社の平成29年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。